

東京国際空港場周警備設備等

保守業務請負における民間競争入札実施要項（案）

平成29年10月

国土交通省 東京航空局

<目 次>

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）	· · · · · 1
2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）	· · · · · 6
3. 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）	· · · · · 6
4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）	· · · · · 7
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）	· · · · · 8
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）	· · · · · 10
7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）	· · · · · 10
8. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）	· · · · · 10
9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む）に関する事項（法第14条第2項第10号）	· · · · · 14

10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項 (法14条第2項第11号)	・・・・・・	14
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	・・・・・・	14
 評価表様式 評価表	・・・・・・	16
別添1 従来の実施状況に関する情報の開示	・・・・・・	19
別添2 組織図	・・・・・・	22
別添3 実施体制図	・・・・・・	25
別添4 フロー	・・・・・・	26
 別紙1 保守対象装置及び平成25～27年度増減状況	・・・・・・	30
別紙2 保守対象装置点検基準書	・・・・・・	48
 申請様式1 競争参加資格確認申請書	・・・・・・	165
申請様式2 業務実施体制（保守実施体制）	・・・・・・	166
申請様式3 業務実施能力（研修・訓練体制）	・・・・・・	167
申請様式4 保守業務の実績	・・・・・・	168
 提案様式1 業務の実施の考え方、認識	・・・・・・	169
提案様式2 業務全体の管理方法	・・・・・・	170
提案様式3 改善提案総括表	・・・・・・	171
提案様式4 業務の質の確保に関する提案	・・・・・・	172
提案様式5 業務の従来の実施方法及び研修・訓練体制に対する改善 提案	・・・・・・	173
提案様式6 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組	・・・・・・	174
 誓約書様式 誓約書	・・・・・・	175
意見聴取対象者リスト様式 意見聴取対象者リスト	・・・・・・	176

<参考資料>

東京国際空港の場周警備設備等の概要

東京国際空港場周警備設備等保守業務請負における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、国土交通省（以下「当省」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成29年7月11日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「東京国際空港の場周警備設備等の保守業務（以下「保守業務」という。）」について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）

1. 1 対象公共サービスの詳細な内容

1. 1. 1 対象設備の概要

本保守業務の対象となる設備は、＜参考資料 東京国際空港の場周警備設備等の概要＞に示すとおり、東京国際空港の制限区域における秩序維持を目的として設置・運用されている、監視カメラと侵入警戒センサーで構成される場周警備設備と、空港内での消防救難業務における、情報収集や連絡通報を行うための防災通信指令設備及びこれら設備に係る付帯設備（以下「場周警備設備等」という。）とする。

1. 1. 2 業務の対象と業務内容

公共サービス実施民間事業者（以下「民間事業者」という。）は、別紙1に示す装置の保守業務を行うものとする。業務の対象には、受配電設備、回線設備、その他附帯する設備を含むものとする。

保守の範囲については、主に設備を構成する各装置が正常に作動するための機器の清掃、稼動状況の点検、および障害発生時には障害箇所を特定し、予備ユニット等と交換を行い復旧させるものである。なお、保守対象機器の取扱説明書等において当該機器製造会社より技術開示のないソフトウェア及び精密機器等の分解保守のように製造会社において対応すべき保守・修理並びに当該設備を使用する業務の責を有する監督職員が、業務上支障がないと判断した軽微な障害は、その対象としないものとし、軽微な障害の事例としては、通話装置の雑音混入、画像表示装置の映像乱れ等が想定される。

1. 1. 3 用語の定義

- (1) 「保守業務」とは、点検及び整備を行うことにより、機器の機能を維持するための一切の作業及びこれに付随する事務をいう。
- (2) 「点検」とは、機器について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、整備又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (3) 「整備」とは、機器の調整、修理、仮修理又は試験を行うことにより、障害の発生を防止し、又は機能を復旧させるための一切の作業（点検を除く。）をいう。
- (4) 「調整」とは、機器に定められた調整箇所を操作し、その機能を正常化するための作業をいう。
- (5) 「修理」とは、部品又はユニット等の交換、分解組立作業等により、障害箇所を障害発生前と同じ状態に復旧させるための作業をいう。
- (6) 「仮修理」とは、修理を行うまでの間、機器を応急的に復旧させるための作業をいう。

- (7) 「試験」とは、調整、修理、及び仮修理の作業後、又は必要に応じ実施する機能確認のための作業をいう。
- (8) 「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、毎日実施する点検を行う。
- (9) 「定期点検」とは、装置点検基準書に規定している内容・周期を標準として行う点検をいう。
- (10) 「緊急保守」とは、保守対象装置の障害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に行う、切り分け、ユニット交換等、その作業が一定時間以上に及ぶ保守を行う。
- (11) 「特別保守」とは、定期点検、日常点検及び緊急保守以外の本業務に関連する別契約の業務などの立ち会い（場周柵警備設備更新工事実施設計の調査立ち会い等）など、監督職員の指示により行う点検・作業をいう。
- (12) 「保守附帯業務」とは、日常点検時などに屋外装置周辺部の状況確認や予備品の搬送等保守業務以外に行う作業をいう。
- (13) 「管理業務責任者」とは、民間事業者が保守業務を履行する上での保守計画の作成、変更に関して監督職員との連絡調整等を行うために民間業者の管理責任者として配置される者をいう。
- (14) 「業務責任者」とは、実施する保守業務に関し、監督職員との連絡調整等を実施させるために民間事業者の現場責任者として業務を実施している場所に民間事業者が配置する者をいう。
- (15) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施する現場における民間事業者の担当者をいう。
- (16) 「業務関係者」とは、管理業務責任者、業務責任者、業務担当者を総称していう。
- (17) 「監督職員」とは、契約書の定めるところにより保守業務を監督する者をいう。
- (18) 「検査職員」とは、契約書の定めるところにより保守業務の検査を主管する者をいう。

1. 1. 4 保守業務の内容

(1) 定期保守業務

民間事業者は、場周警備設備等の障害の発生を未然に防止するため、次の各項により定期保守を計画的に実施すること。

- ① 定期保守の実施に当たっては、別紙2の点検周期及び点検内容を標準として点検を行い、必要に応じて所要の整備を実施すること。
ただし、監督職員が保守基準の変更のため試行その他の理由により、これらによらないことを指示した場合、又は1. 2. 3項の規定により、民間事業者からの改善提案を受け、その効果が認められると当省が判断した場合はこの限りではない。
- ② 当省の定める保守計画表に従い保守作業計画書を作成し、確実に実施すること。
- ③ 保守に当たっては、点検記録簿にその内容を適切に記録すること。
- ④ 民間事業者は、保守業務の実施に際し、監督職員に当日の開始時刻、内容及び終了予定時刻をあらかじめ通知し了承を得ること。

(2) 緊急保守業務

保守対象装置に障害が発生し、機能喪失又は低下の状態となった場合、空港の秩序維持に影響するものであることから、民間事業者は、監督職員の指示を受けて即座に緊急保守を実施すること。また、勤務時間を超えて行う緊急保守は、監督職員と調整の上実施する。

(3) 特別保守業務

特別保守は、監督職員が必要と認めた時に実施する保守であることから、民間事業者は実施に当たり、事前に監督職員の指示を受けること。

1. 1. 5 保守業務実施体制

(1) 保守実施体制の確保

民間事業者は、勤務時間内において常駐保守の対象設備に係る定期保守及び特別保守を実施するほか、障害発生時においては速やかに緊急保守が実施できるよう保守の実施体制を確保すること。

① 常駐保守実施体制

民間事業者は、管理業務責任者又は業務責任者1名を勤務時間中、東京空港事務所内に常駐させ、確実に監督職員と連絡が取れる体制を確保すること。

② 業務担当者の配置員数

機器の保守に当たっては、当該機器に係る相応の技能を有する業務担当者2名以上により実施するとともに、保守作業計画書の内容を確実に履行し、緊急保守・特別保守にも対応可能な員数を確保すること。

③ 業務関係者の勤務時間

④ 業務関係者の勤務時間は、（祝祭日、年末年始含む365日勤務）09：00～18：00のうちの8時間とし、勤務時間外の作業については、契約額の変更の対象とする。

⑤ 業務引継ぎ

民間事業者は、保守業務を複数の業務担当者で実施する場合、その交代に際し、適切に引継ぎが実施できる体制を確保すること。

(2) 勤務時間外の緊急保守等実施体制

① 勤務時間外の緊急保守等実施体制の確保

民間事業者は、業務関係者の勤務時間外において、緊急保守又は特別保守（以下「緊急保守等」という。）が必要となった場合、緊急保守等に必要となる経験、知識及び技能を有する2名以上の業務関係者を確保すること。

② 勤務時間外の緊急保守等実施時の連絡体制の確保

民間事業者は、勤務時間外に発生した緊急保守等に対応するため、連絡体制を確保すること。また、その連絡体制についてあらかじめ監督職員に通知しておくこと。

(3) 管理業務責任者の配置

① 民間事業者は、管理責任者として管理業務責任者を定め、原則09：00～18：00（休憩1時間を含む）まで1名配置すること。

② 管理業務責任者は、保守業務に関して次に掲げる業務を処理するものとする。

(ア) 業務関係者の勤務管理

(イ) 保守作業計画書の作成及び変更に関する監督職員との調整

(ウ) 業務計画の立案、保守業務実施における技術上の分析及び改善の提案

(エ) 訓練計画の立案、訓練の実施及び進捗の管理

(オ) 業務関係者の安全対策及び品質管理

(4) 業務責任者の配置

① 民間事業者は、勤務時間中は常時1名配置すること。なお、業務担当者は業務責任者を兼務することができる。

② 業務責任者は、保守業務に関して次に掲げる業務を処理するものとする。なお、業務責任者は、管理業務責任者の業務を除く業務を処理する。

(ア) 監督職員との連絡調整窓口

(イ) 緊急保守時の監督職員との連絡調整及び業務担当者の手配

(ウ) 業務担当者点検保守時及び複数の障害発生時の対応調整

(エ) 業務担当者の勤務管理

(オ) 保守作業計画書の作成及び変更に関する監督職員との調整

(カ) 障害対応方針の総括調整

(キ) 業務計画の立案、保守業務実施における技術上の分析及び改善提案

(ク) 訓練計画の立案及び訓練の実施並びに進捗管理

(ケ) 業務担当者の安全対策及び品質管理

1. 1. 6 注意事項

(1) 設備破損の禁止

民間事業者は、保守業務の実施に当たり、民間事業者の過失、その他民間事業者の責に帰すべき事由により保守対象設備及びその他第三者の施設等に損傷を与えた場合、速やかに監督職員に報告するとともに責任をもって復旧すること。

(2) 些細な事項の実施

民間事業者は、保守業務の実施に当たり、関連する物品の軽微な整理等、業務上当然必要となる事項については、民間事業者の責任において実施すること。

(3) 不用品の処理

民間事業者は、保守業務の実施中に減耗、交換等による不用品が生じた場合は、監督職員の指示に従い所要の処理を行うこと。

(4) 身分証明の携帯等

民間事業者は、業務関係者の身分を明確にするため、常時、身分証明書を携帯させるとともに、社章を着用させること。

(5) 秘密の保持

民間事業者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らすことのないよう、就業規則により定めていること。

(6) 安全管理

- ① 民間事業者は、監督職員から安全に関する情報・指示があった場合、遅滞なく業務関係者に周知し安全を図ること。
- ② 民間事業者は、現場作業において安全上の問題が発生した場合、遅滞なく監督職員に報告し、監督職員と協力して適切な措置と再発防止策を実施すること。
- ③ 民間事業者は、保守業務においてヒヤリ・ハット等の不安全の要因となる箇所や状態等の安全に係る情報を積極的に収集し、監督職員に書面による報告を行うこと。
- ④ 民間事業者は、不安全事象が発生した場合、状況調査や原因究明に努めること。
- ⑤ 民間事業者は、当省から参加要請があれば、当省が実施する緊急時対応訓練に参加すること。

(7) 立入申請

民間事業者は、保守業務の実施に当たり、立ち入り制限区域内に立ち入る民間事業者の車両及び業務関係者について、「航空保安業務処理規程 第4運航情報業務処理規程Ⅲ飛行場情報業務（Ⅲ）制限区域立入及び車両使用の取扱い」に基づき、事前に航空管制運航情報官に対してその旨を申請し、許可を受けること。

(8) 資料の閲覧

本業務における仕様書、保守対象設備の取扱説明書、マニュアル等は国土交通省東京航空局東京空港事務所にて閲覧することができる。

1. 2 サービスの質の設定

本業務の実施に当たり、達成すべき質及び最低限度満たすべき水準は以下のとおりとする。

1. 2. 1 保守業務の質

基本的な方針	主要事項	測定指標	備考
保守業務の実施により、保守対象設備の機能を保持し、空港の秩序維持を可能とすること。	信頼性の確保	機器の不具合による障害をすべて復旧させること。	1.1.2の保守の範囲において、復旧不可能件数0件を目標値とする。
	機器・設備の保全	当該機器・設備について保守業務の不備に起因する破損及び損傷がないこと。	破損及び損傷件数0件を目標値とする。

1. 2. 2 各保守業務において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。なお、各業務における現行基準は、従来の実施方法として下記（6.）で開示する情報に定める内容とする。

ただし、従来の実施方法については、改善提案を行うことができる。

（1）定期保守

指定された点検内容を実施し、機器の性能を常時適切な状態に保つこと。

（2）緊急保守

障害の発生又は発生のおそれがある場合に適切に対応し、早期の改善を行うこと。

（3）特別保守

指定された点検、作業等を実施し、当省の業務を適切に支援すること。

1. 2. 3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を反映し、包括的な質の向上、効率化の向上、信頼性の向上等公共サービスの質の向上に努めるものとする。

（1）保守業務の実施全般に対する改善提案

民間事業者は、保守業務の質の向上について改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を提案すること。

（2）保守業務の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、保守業務の実施方法について、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を提案すること。ただし、現行以上の質のレベルが確保できる根拠等を示すこと。

（3）研修訓練体制に対する改善提案

民間事業者は、研修訓練体制について改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を提案すること。

1. 2. 4 請負費の支払い方法

（1）当省は、事業期間中の検査・監督を行い、保守業務の質及び要求水準の確保の状況を確認した上で、請負費を支払うものとする。検査・監督の結果、業務の質及び要求水準の確保がなされていない場合、当省は業務の改善を指示し、民間事業者は速やかに業務改善書を作成し、当省に提出すると共に、必要な措置を講じなければならない。当省は業務改善の確認ができない限り請負費の支払いは行わないものとする。

（2）請負費の支払いに当たっては、民間事業者は当該月分の業務完了後、当省との間で定める書面により当該月分の支払い請求を行い、当省は、これを受領した日から30日以内に業務の達成状況に応じた金額を民間事業者に支払うものとする。

（3）当省は、監督職員の指示により、民間事業者が勤務時間外に各保守業務を実施する場合は、その実績に応じて契約変更を行い精算する。

1. 2. 5 費用負担等に関する留意事項

（1）保守用工具類

保守業務に必要となる特殊工具は、当省が準備する。

（2）保守用測定器等

保守業務に必要な測定器は、当省が準備する。日常点検等で空港内を巡回する業務関係者との通常連絡及び管制塔等からの緊急連絡に必要となるMCA無線機については民間事業者が準備すること。

（3）保守材料

保守業務に必要な資材（油脂類、拭き取り布、装置清掃用洗剤、養生シート、事務用品等）は、民間事業者が準備すること。ただし、装置を構成する予備部品、ランプ・ヒューズ等の消耗品は、当省が準備する。

（4）光熱水料及び電話

保守業務に必要な光熱水料及び監督職員と業務関係者との間の連絡用内線電話は、当省が準備する。なお、外線電話については、民間事業者が準備すること。

（5）車両

保守業務に必要な車両（高所作業車のレンタルを含む）は、民間事業者が準備する。

- (6) 図面、取扱説明書等
保守業務に必要な図面、取扱説明書等は、当省所有のものを使用すること。
- (7) 法令等変更による増加費用及び損害の負担
法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①又は②のいずれかに該当する場合には当省が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については民間事業者が負担する。
 - ① 本業務に影響を及ぼす法令、基準等の変更
 - ② 消費税その他の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- (8) その他
保守業務実施に必要とされる当省所有の複写機、FAX等は、監督職員の了承を得て使用することができる。

2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）

本業務の実施期間は、次のとおりとする。

実施期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

※本入札に係る落札及び契約締結は、本業務に係る平成30年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

3. 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）

- 3. 1 法第15条において準用される第10条各号（ただし、第11号を除く。）に該当するものでないこと。
- 3. 2 預算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 3. 3 予決令第71条の規定に該当しないこと。
- 3. 4 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る「A、B、C又はD等級」に認定された一般競争参加資格を有する者。
- 3. 5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定（第3章第4節を除く。）又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）。
- 3. 6 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
- 3. 7 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年6月28日付空経第386号。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- 3. 8 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 3. 9 保守業務の実施体制として前記1.1.5に示す体制を満たすこと。
- 3. 10 入札参加グループでの入札について
- 3. 10. 1 全体要件
 - (1) 適正に業務を遂行できる入札参加グループを結成して入札に参加することができる。例えば、監視カメラ等の通信・情報設備を専ら担当する者と電動ゲート等の機械設備を担当する者などでグループを構成するなど、専門性を生かした入札参加グループを構成す

ることが想定される。その場合、申請書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加する。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、代表者及び他の構成員の役割及び責任の分担並びに代表企業の役割を他の構成員が代替・保障する旨を明記した入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）（以下「協定書」という。）を作成し、申請書類と併せて提出すること。

- (2) 入札参加者は、入札参加グループとして参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、入札参加グループを構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、当省はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

3. 10. 2 個別要件

- (1) 入札参加グループで本業務を実施する場合、代表企業は本業務全体の企画立案を担当するものとし、本業務全体の企画立案、定期保守、緊急保守及び特別保守の各保守業務を包括的に管理するものとする。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）

4. 1 入札の実施手続及びスケジュール

本件は、下記4. 2. 1に示す提出書類の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件であり、電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札による参加願いを提出すること。

マスタスケジュール	平成29年				平成30年				平成31年		平成32年		平成33年				
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	～	12	1	～	12	1	2	3
契約手続				△ 公告		△ 開札		△ 契約									
業務引継期間						引継	▼										
保守業務請負期間									保守業務請負期間								

手続	スケジュール
入札公告	平成29年11月下旬頃
入札説明資料の配付	平成29年11月下旬頃
申請書類、技術提案書に関する質疑応答期限	平成29年12月下旬頃
申請書類、技術提案書の提出期限	平成29年12月下旬頃
競争参加資格結果通知	平成30年1月下旬頃
入札等に関する質疑応答期限	平成30年1月下旬頃
入札書の提出期限	平成30年1月下旬頃
開札・落札予定者の決定	平成30年2月下旬頃
契約締結	平成30年4月1日

4. 2 入札実施手続

4. 2. 1 提出書類

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる申請書類、技術提案書、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、誓約書及び意見聴取対象者リストを提出すること。

なお、上記の入札金額には、本保守業務に要する一切の諸経費の108分の100に相当する金額を記載することとする。

また、本実施要項にない具体的項目は入札説明書によるものとする。

(1) 申請書類

- ① 競争参加資格確認申請書【申請様式1】
- ② 業務実施体制【申請様式2,】
- ③ 業務実施能力【申請様式3】
- ④ 保守業務の実績【申請様式4】
- ⑤ 入札参加グループで参加する場合の協定書の写し（任意様式）

(2) 技術提案書

入札参加者が提出する技術提案書は、本実施要項（5.）で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。

① 業務実施の考え方、認識【提案様式1】

安定した業務を実施するための基本的な方針、研修・訓練体制を含む業務全般において特に重視するポイント及び品質管理マネジメントシステムの取組状況等。

なお、IS09001の認証を取得している者は、その証明書の写しを提出すること。

② 業務全体の管理方法【提案様式2】

本実施要項（1.）で示す業務の管理方法を示す。

③ 業務に対する提案事項

(ア) 改善提案総括表【提案様式3】

(イ) 業務の質の確保に関する提案【提案様式4】

(ウ) 業務の従来の実施方法（(6.)で開示された内容）及び研修・訓練体制に関する提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。【提案様式5】

④ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組

本実施要項5. 1. 2 評価項目（8.）に示す各法令に基づく認定取得の取組状況
【提案様式6】

(3) 誓約書【誓約書様式】

入札参加者は、法第10条第4号及び第6号から第9号までの暴力団排除条項に該当しないこと等に関する誓約書を提出すること。

(4) 意見聴取対象者リスト【意見聴取対象者リスト様式】

入札参加者は開札後、東京航空局の求めに応じ、速やかに意見聴取対象者リストを提出すること。

4. 2. 2 紙入札方式による開札に当たっての留意事項

- (1) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札中は契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、審査は当省に設置する学識経験者が参画する第三者委員会（第三者委員会は、必ず1名以上の学識経験者が参画し、評価方法や落札者の決定について審議するが、委員は自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。）において行うものとする。

5. 1 落札者決定に当たってのサービスの質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された技術提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿つ

て実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加算点項目審査）について行うものとする。

5. 1. 1 必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が技術提案書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。すべて満たしている場合は標準点（100点）を付与し、1項目でも満たしていない場合は失格とする。

(1) 業務に対する認識

保守を適正かつ円滑に行う方針が記載され、計画的な業務の履行が見込まれること。

(2) 管理体制

管理業務責任者、業務責任者、業務担当者等の業務遂行体制及び責任の所在が明確になっていること。

5. 1. 2 加算点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加算点項目について審査を行う。なお、提案内容については、具体的でありかつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には、従来の実施方法と提案内容との比較を行い、絶対評価により加算する。

(40点)

(1) 業務の質についての提案内容（9点）

質の維持・向上に対する提案の内容に創意工夫が見られるか。

(2) 実施方法についての提案内容（9点）

実施方法についての提案が、業務の迅速性の向上又は機器の信頼性の向上を図るものであり、内容に創意工夫がみられるか。

(3) 研修・訓練体制についての提案内容（9点）

研修・訓練の体制に対する提案の内容に創意工夫がみられるか。

(4) 保守実績（1点）

過去に屋外における監視カメラと侵入警戒センサーで構成される機械警備設備に係る保守業務を行った実績があるか。ただし、軽微なもの（請負又は委託契約金額100万円以下の受託業務）を除く。

(5) 緊急時及び非常時対応の業務実施体制（3点）

具体的な自体を想定し、現実的かつ効果的な体制を保持しているか。

(6) 品質管理マネジメントシステムの取組状況（6点）

ISO9001の認証を取得しているか。

(7) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況（3点）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）（以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定があるか。

5. 1. 3 上記（5. 1. 1）及び（5. 1. 2）の評価項目並びにそれぞれの配点については、評価表（評価表方式）による。

5. 2 落札者決定に当たっての評価方法

5. 2. 1 落札者の決定方法（除算方式）

必須項目審査により得られた標準点（100点）に加算点項目審査の得点（最高40点）を加算し、入札価格で除した値を評価値とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札者として決定する。

評価値＝（標準点（100点）＋加算点項目審査の得点（最高40点））÷入札価格

5. 2. 2 留意事項

- (1) 当該落札者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないと認められるか否かについて改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて、著しく不適当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い1者を落札者として決定することがある。
- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落

札者を決定するものとする。また、入札参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

- (3) 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について、官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表するものとする。

5. 3 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱について

入札参加者又はその代理人のうち予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び4項）

従来の業務実施に関する情報は別添資料のとおり。

なお、入札参加希望者は、別添資料に示す以外の情報についても、入札説明資料の配布日以降に開示を求めることができる。ただし、保守対象各機器の完成図書や設備配置図など、その内容にセキュリティ上厳密となる情報が含まれる場合は、事前に秘密保持にかかる手続きを実施した上で開示するものとする。

7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）

7. 1 本業務の実施において、使用させることができる国有財産は次のとおりとする。また、当該国有財産を損傷した場合は、民間事業者は原状回復の上、当省へ返却すること。

7. 1. 1 事務室等

民間事業者が保守業務に関する事務を行うために必要な事務室は、当省が準備する。なお、使用に当たっては、無償で使用することができる。

ただし、民間事業者において持ち込んだ設備、機器等については、契約終了までに撤去し原状回復すること。

8. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に對して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

8. 1 報告等について

8. 1. 1 業務計画書の作成と提出

民間事業者は、業務開始に際し速やかに本業務の詳細について監督職員と打合せを行い、その打合せ結果に基づき、次の事項を含む保守業務実施計画書を作成し、当省へ提出すること。

- (1) 保守体制表（業務関係者名簿を含む）
- (2) 連絡体制表（緊急保守実施時の連絡体制を含む）
- (3) 勤務体制表
- (4) 訓練体制表
- (5) 年間保守作業計画（案）
- (6) その他必要な事項

8. 1. 2 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、本業務の履行結果を正確に記載した業務実施報告書、保守（定期・特別）作業報告書、保守（緊急）作業報告書及び点検記録簿、勤務時間実績書及び月間保守作業実績書を作成し提出する。

- (1) 民間事業者は、業務実施報告書を毎日、業務終了後に作成し提出すること。

- (2) 民間事業者は、保守（定期・特別）（緊急）作業報告書を、該当する保守作業終了後速やかに作成し提出すること。
- (3) 民間事業者は、点検記録簿を保守実施後に作成し提出すること。
- (4) 民間事業者は、勤務時間実績書及び月間保守作業実績書を月単位に取りまとめ、支払い請求時に提出すること。

8. 1. 3 当省の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、当省の検査・監督体制は次のとおりとする。

- (1) 本業務の検査・監督体制として当省は国土交通省東京航空局総務部安全企画・保安対策課職員に検査職員、監督職員を任命し、国土交通省東京航空局東京空港事務所職員に監督職員を任命する。

8. 2 当省による調査への協力

当省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本業務の状況に関する必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（業務実施場所を含む）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査を実施する当省の職員は、検査等を行う際には当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8. 3 指示について

当省は、民間事業者による業務の適性かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

8. 4 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して当省が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその社員その他の本業務に従事している者又は従事していたものは業務上知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならない。

これらの者が秘密を漏らし又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

8. 5 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

8. 5. 1 業務の開始及び中止

- (1) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に確実に本業務を開始しなければならない。
- (2) 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ当省の了承を受けなければならない。

8. 5. 2 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

8. 5. 3 宣伝行為の禁止

- (1) 民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。
- (2) 民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施の事実をもって第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

8. 5. 4 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

8. 5. 5 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め関係法令に従って行わなければならない。

8. 5. 6 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を請負業務が終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

8. 5. 7 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

8. 5. 8 権利義務の帰属等

- (1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者はその責任において必要な措置を講じなければならない。
- (2) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ当省の了承を受けなければならない。

8. 5. 9 引継ぎ

当省は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現に本業務を実施している民間事業者に指示するとともに、新たに実施することとなった民間事業者に対して必要な措置を講じて、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった民間事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の民間事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の引継ぎに必要となる業務説明者及び資料作成等の経費は、現行の民間事業者の負担となる。

8. 5. 10 再委託の取扱い

- (1) 民間事業者は、本業務の実施に当たりその全部を一括して再委託してはならない。
- (2) 民間事業者は、本業務の実施に当たりその一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ技術提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。
- (3) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで当省の承諾を受けなければならない。
- (4) 民間事業者は、上記（2）及び（3）により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。
- (5) 再委託先は、上記の秘密の保持等、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、当省との契約によらない自らの業務の禁止については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

8. 5. 11 契約変更

当省及び民間事業者は、請負業務の更なる質の向上を図る必要により、又はやむを得ない事由等により契約変更を行う場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

8. 5. 12 契約解除

当省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき
- (2) 法第10条の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- (3) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- (4) 上記(3)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- (5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- (6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
- (7) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用したとき
- (8) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- (9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

8. 5. 13 契約解除時の取扱い

- (1) 上記（8. 5. 12）に該当し、契約を解除した場合には当省は民間事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる請負費を支給す

る。

- (2) この場合民間事業者は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として当省の指定する期間内に納付しなければならない。
- (3) 当省は、民間事業者が前項の規定による金額を当省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を遅滞金として納付させることができる。
- (4) 当省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

8. 5. 14 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度民間事業者と当省が協議するものとする。

8. 5. 15 業務途中における入札参加グループからの脱退

代表企業及びグループ企業は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

8. 5. 16 業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、当省の承認を得て、残存参加企業が共同連帶して当該参加企業の業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び当省の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帶して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

8. 5. 17 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

- (1) 民間事業者が、次に掲げる場合のいづれかに該当したときは、民間事業者は当省の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として当省の指定する期間内に支払わなければならぬ。
 - ① 本契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和2年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は民間事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - ② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
 - ③ 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象になつた取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ当該取引分野に該当するものであるとき。
 - ④ 本契約に関し、民間事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (2) 民間事業者は上記（1）の規定による金額を当省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む）に関する事項（法第14条第2項第10号）
本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は重大な過失により当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。
9. 1 当省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当省は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当省の責めに帰すべき理由が存する場合は、当省が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。
9. 2 当該公共サービス実施民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は当省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）
10. 1 実施状況に関する調査の時期
本業務の実施状況については、総務大臣が行う評価の時期（平成32年6月予定）を踏まえ、平成32年3月31日時点における状況を調査するものとする。
10. 2 調査の方法
当省は民間事業者が実施した業務の内容について、上記（8. 1. 2）の報告等を基に、その評価が的確に実施されるように実施状況等の調査を行うものとする。
ただし、上記（1. 2. 1）における業務の質として設定した項目については、場周警備設備等の運用者への聞き取り等により隨時確認することとし、上述の調査に併せて集計する。また、必要に応じて従来の実施状況との比較分析を行うものとする。
10. 3 調査項目
調査項目は、上記（1. 2. 1）及び（1. 2. 2）並びに（1. 2. 3）で記載した以下の項目とする。
- (1) 障害復旧状況【調査資料：保守（緊急）作業報告書】
- (2) 業務上の不備による破損件数【調査資料：業務実施報告書、保守作業報告書】
- (3) 業務において確保すべき水準及び履行状況【調査資料：業務実施報告書、点検記録簿、月間保守作業実績書】
- (4) 上記（1. 2. 3）での提案を反映し確定した業務の履行状況【調査資料：業務実施報告書等】
10. 4 上記調査項目に関する内容については、本業務の実施状況等を総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ平成32年5月を目途に提出するに当たり、当省に設置する第三者委員会に報告し意見を聴くものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項その他
11. 1 対象公共サービスの実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告
当省は民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに法第26条及び第27条に基づく報告徵収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。
11. 2 当省の監督体制
本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
また、本業務の実施状況に係る監督は上記（8.）により行うこととする。

11.3 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

11.3.1 民間事業者の責務等

本請負事業に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法第25条第2項の規定により公務に従事する職員とみなされる。

11.3.2 罰則等

(1) 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

① 上記(8.1.1)及び(8.1.2)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は上記(8.1.3)による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽答弁をした者

② 正当な理由なく、上記(8.3)による指示に違反した者

(2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(1)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記(1)の刑を科されることとなる。

11.3.3 会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院法が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は国土交通省を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

評価表

評価項目	評価基準	必須	加点			備考
			評定	ウェイト	配点	
I. 必須項目						
業務に対する認識	保守を適正かつ円滑に行う方針が記載され、計画的な業務の履行が見込まれること。	合・否	—	—	—	
管理体制	業務関係者の業務管理体制及び責任の所在が明確になっていること。	合・否	—	—	—	
II. 加算点項目						
業務の質についての提案	質の維持・向上に対する提案の内容に創意工夫がみられるか。	—	0~3	×3	0~9	※ 1
実施方法についての提案	業務の迅速性の向上又は、機器の信頼性の向上を図るものであり、内容に創意工夫がみられるか。	—	0~3	×3	0~9	※ 1
研修・訓練体制についての提案	研修・訓練の体制に対する提案の内容に創意工夫が見られるか。	—	0~3	×3	0~9	※ 1
業務実績	過去に屋外における監視カメラと侵入警戒センサーで構成される機械警備設備に係る保守業務を行った実績があるか。 ただし、軽微なもの（請負又は委託契約金額100万円以下の受託業務）を除く。	—	0~1		0or1	
緊急時及び非常時対応の業務実施体制	具体的な事態を想定し現実的かつ効果的な体制を確保しているか。	—	0~3		0or3	
品質管理マネジメントシステムの取組状況	ISO9001 の認証を取得しているか。	—	0~3	×2	0or6	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業） 次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業） 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	—	0~3		0~3	※ 2
III. 合計点数	100	0~40				

※ 1 同一の評価項目に複数の提案があった場合には、個々の提案内容を評価した上で、最も点数の高い提案内容の評点とする。

※ 2 複数の認定などが該当する場合、最も配点が高い区分により加点する。

配点基準

【業務の質についての提案】

優	質の向上に対し非常に優れた具体的な提案がされている。	3 点
良	質の向上に対し優れた提案がされている。	2 点
可	提案はあるが、優又は良の評価には該当しない。	1 点
無	未記入又は提案がない。	0 点

【実施方法についての提案】

優	業務の迅速性向上又は機器の信頼性向上に対し非常に優れた具体的な提案がされている。	3 点
良	業務の迅速性向上又は機器の信頼性向上に対し優れた提案がされている。	2 点
可	提案はあるが、優又は良の評価には該当しない。	1 点
無	未記入又は提案がない。	0 点

【研修・訓練体制についての提案】

優	研修・訓練体制に対し非常に優れた具体的な提案がされている。	3 点
良	研修・訓練体制に対し優れた提案がされている。	2 点
可	提案はあるが、優又は良の評価には該当しない。	1 点
無	未記入又は提案がない。	0 点

【業務実績】

有	業務実績がある。	1 点
無	業務実績がない。	0 点

【緊急時及び非常時対応の業務実施体制】

優	具体的な事態を想定した現実的かつ効果的な緊急時及び非常時対応について、非常に優れた業務実施体制を確保している。	3 点
良	具体的な事態を想定した現実的かつ効果的な緊急時及び非常時対応について、優れた業務実施体制を確保している。	2 点
可	緊急時及び非常時対応の業務実施体制を確保しているが、優又は良には該当しない。	1 点
無	緊急時及び非常時対応の業務実施体制を確保していない。	0 点

【品質管理マネジメントシステムの取得状況】

有	取得している。	3 点
無	取得していない。	0 点

【ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標】

複数の認定等に該当する場合、最も配点が高い区分により加点する。（例えば、「えるぼし認定2段階目の認定を受け、かつ、「くるみん」の認定を受けている企業の場合は、配点が高い「2点」を加点する。）

・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）

秀	えるぼし認定企業であり、認定段階が3。	3点
優	えるぼし認定企業であり、認定段階が2。	2点
良	えるぼし認定企業であり、認定段階が1。	1点
可	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届を提出している。 ※行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の人数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	0.5点
無	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届を提出していない、若しくはえるぼし認定企業でない。	0点

・次世代法に基づく認定（くるみん認定企業及びプラチナくるみん認定企業）

優	プラチナくるみん認定企業。	2点
可	くるみん認定企業（新基準または旧基準）。	1点
無	未認定企業。	0点

・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

可	ユースエール認定企業。	2点
無	未認定企業。	0点

従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費		税抜（単位：千円）		
		平成25年度	平成26年度	平成27～28年度 (1カ年平均額)
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額部分	74,340	76,700	74,452
	成果報酬等	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		74,340	76,700	74,452
参考値 (b)	減価償却費	0	0	0
	退職給付費用	0	0	0
	間接部門費	0	0	0
(a)+(b)		74,340	76,700	74,452
(注意事項)				
<ul style="list-style-type: none"> ・本実施要項に記載の保守業務については、すべて民間事業者に委託していることから、委託費等以外に経費は発生しない。 ・平成27年度～平成29年度（3カ年）市場化テスト ・上表のうち、緊急保守等にかかる精算金額（千円）は、 3,340(H25)、1,770(H26)、452(H27～H28平均) ・H27～29 精算単価は次のとおり。 通常時間帯 3,095円/時間、深夜時間帯3,714円/時間 				

2. 従来の実施に要した人員		(単位：人)										
		平成25年度			平成26年度			平成27～28年度				
常勤職員		0			0			0				
非常勤職員		0			0			0				
業務委託職員（民間）		11			11			11				
管理業務責任者（平日09:00～18:00）		1			1			1				
業務責任者（平日09:00～18:00）		1			1			0				
業務責任者（輪番）		注意事項参照			注意事項参照			注意事項参照				
業務担当者（平日09:00～18:00）		2			2			1～3				
業務担当者（輪番）		注意事項参照			注意事項参照			注意事項参照				
(月単位の人員状況)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
25年度	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
26年度	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
27～28年度	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
(業務の繁閑の状況とその対応)												
<ul style="list-style-type: none"> ・通年を通じた保守が計画的に実施されること、機器の障害は時期を選ばないことから繁閑はない。 												
(注意事項)												
<ul style="list-style-type: none"> ・11名の体制で勤務時間は09:00～18:00の365日勤務となっている。 ・平成26年度までは、平日は平日勤務の管理業務責任者1名と業務責任者1名と業務担当者2名、これに輪番勤務（土日祝日を含む変則勤務者）の業務担当者4～5名で構成し、2～3名は土日祝日勤務に対応するため休暇。土日祝日は、輪番勤務の業務責任者1名と業務担当者2名のみの勤務となっていた。 ・平成27年度以降は民間事業者の保守業務実施計画書に基づく体制の承認を行っている。総数や管理業務責任者に変更はないが、民間事業者職員の新規採用に伴う、訓練・研修の充実等を目的とした体制が構築されている。 												

3. 従来の実施に要した施設及び設備

【民間事業者に使用させた国有財産及び備品】

(施設関係)

- ・事務室 69.69m²

(設備関係)

- ・内線電話設備 1式

(物品関係)

- ・保守に必要な測定器 1式

(注意事項)

- ・業務を実施するための民間事業者に使用させた国有財産及び備品については無償で貸与した。

4. 従来の実施における目的の達成

	平成25年度	平成26年度	平成27～28年度
障害復旧不可能件数	0件	0件	0件
破損及び損傷件数	0件	0件	0件
(注意事項)			
・平成29年度7月末まで、0件である。			

5. 従来の実施方法等

(組織図)

- ・別添（組織図）に示す。

(実施体制図)

- ・別添（実施体制図）に示す。

(業務実施方法)

- ・別添（フロー）に示す。

(仕様書等)

- ・仕様書等については、国土交通省東京航空局東京空港事務所空港保安防災課において閲覧できる。

6. 従来の定期保守業務実績（点検単位・周期別）

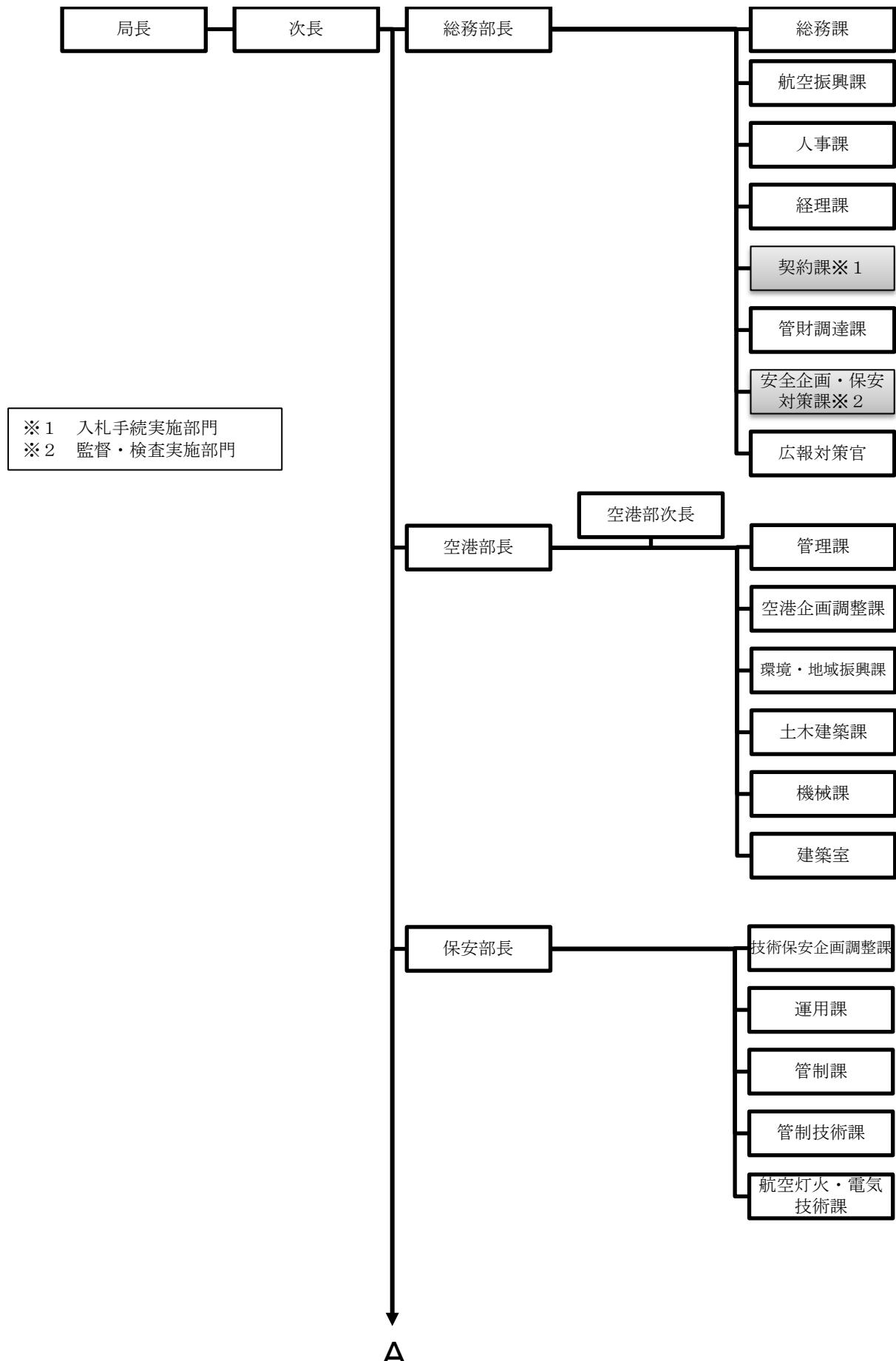
平成27年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
月例点検	840	840	840	840	840	840	840	840	840	837	837	837	10071
3ヶ月点検	7	17	9	7	17	9	7	17	9	7	17	9	132
6ヶ月点検	44	55	57	36	34	29	46	55	56	36	34	29	511
1年点検	88	90	153	81	71	78	92	73	77	67	73	81	1024
合計	979	1002	1059	964	962	956	985	985	982	947	961	956	11738

平成28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
月例点検	827	827	827	816	816	816	826	826	826	811	810	829	9857
3ヶ月点検	7	7	9	5	7	9	5	9	9	7	7	9	90
6ヶ月点検	46	55	57	31	38	28	44	57	57	34	39	29	515
1年点検	88	73	153	72	74	77	94	84	77	67	74	74	1007
合計	968	962	1046	942	935	930	969	976	969	919	930	941	11469

7. 従来の緊急・特別保守の発生件数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
緊急保守発生件数	126 件	131 件	113 件	184 件	57 件
特別保守発生件数	83 件	52 件	30 件	80 件	20 件
(注意事項)					
・平成29年度は7月末までの値					

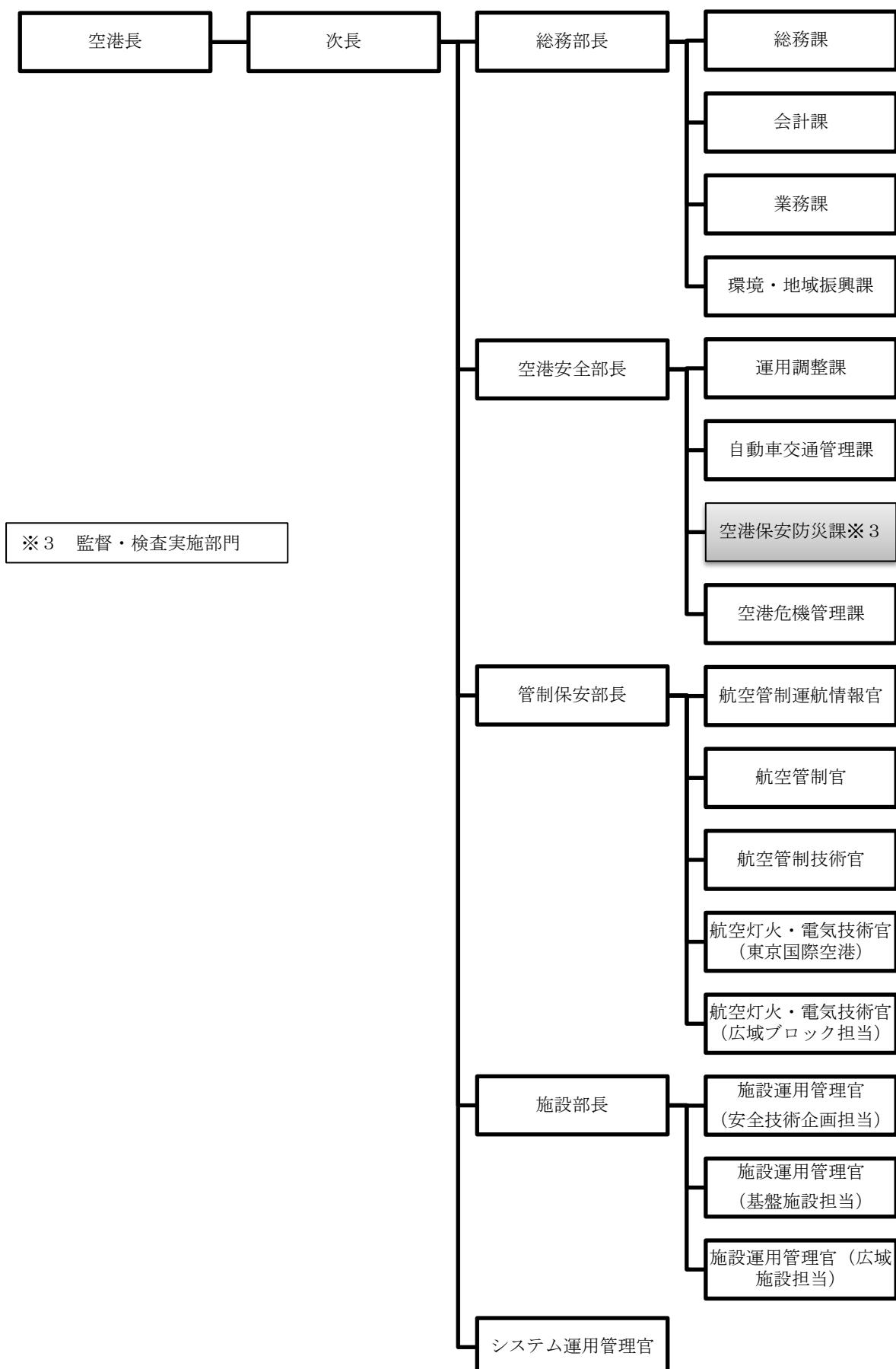
国土交通省東京航空局組織図



A

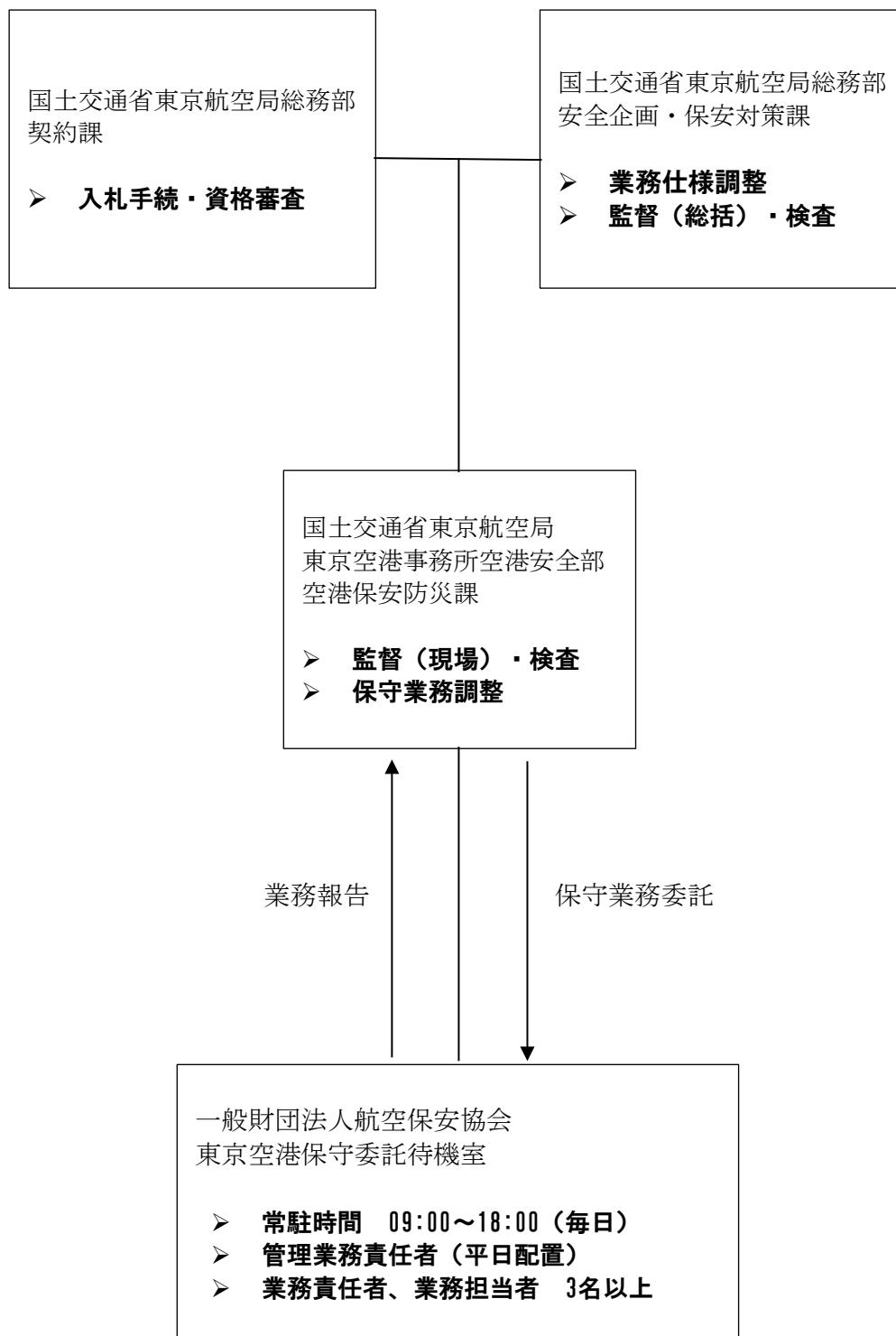


国土交通省東京航空局東京空港事務所 組織図

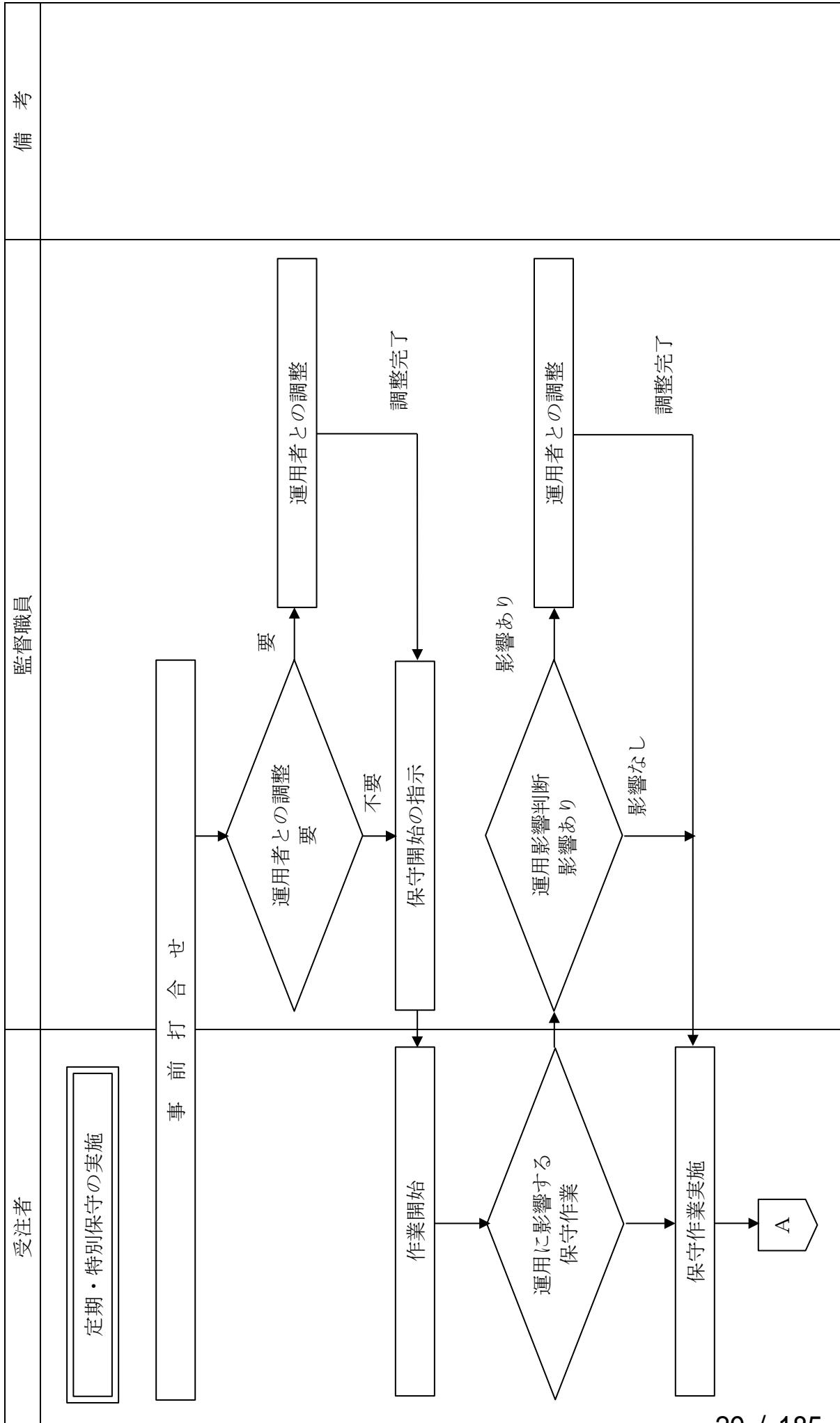


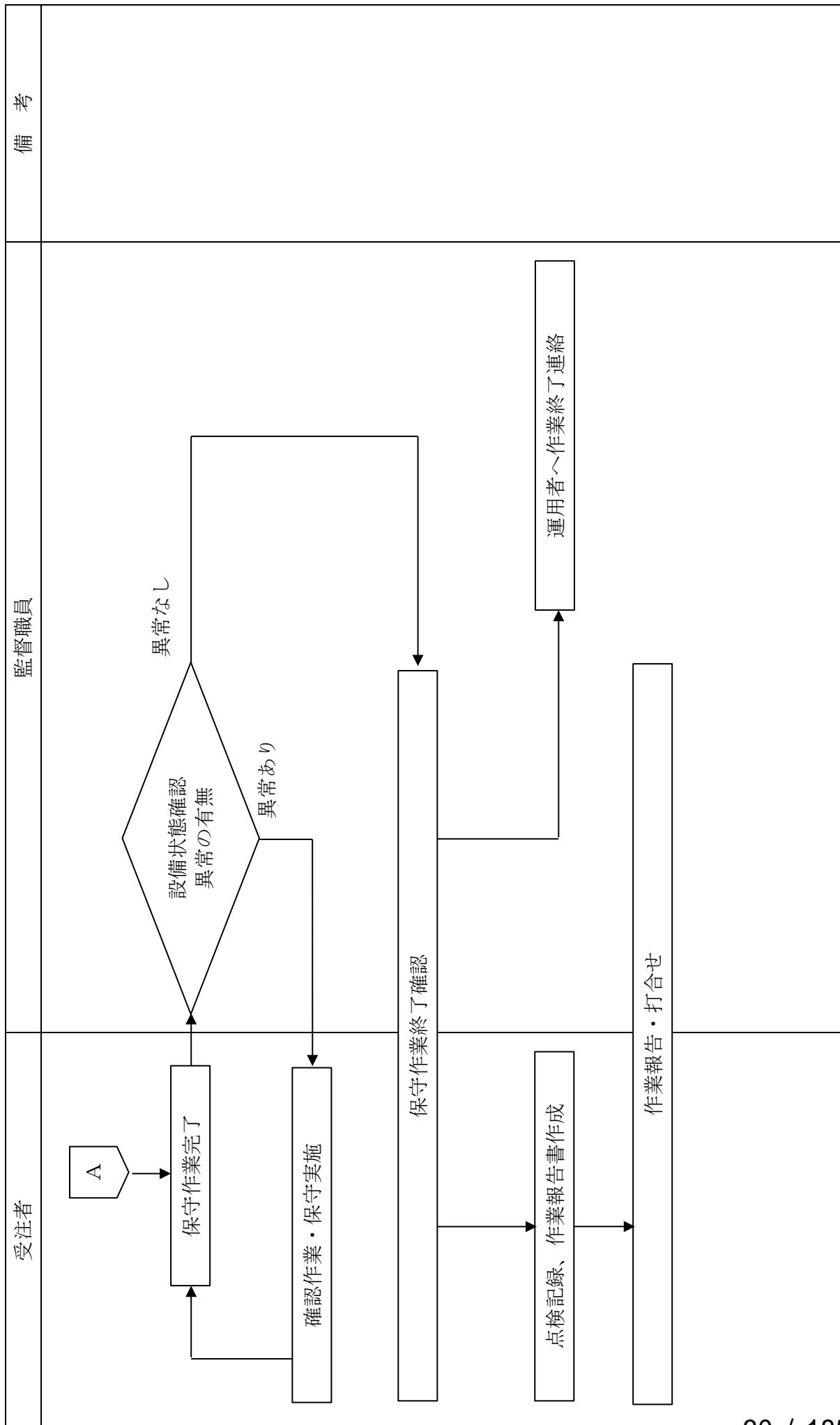
【平成30年度】

国土交通省東京航空局東京空港事務所 実施体制図

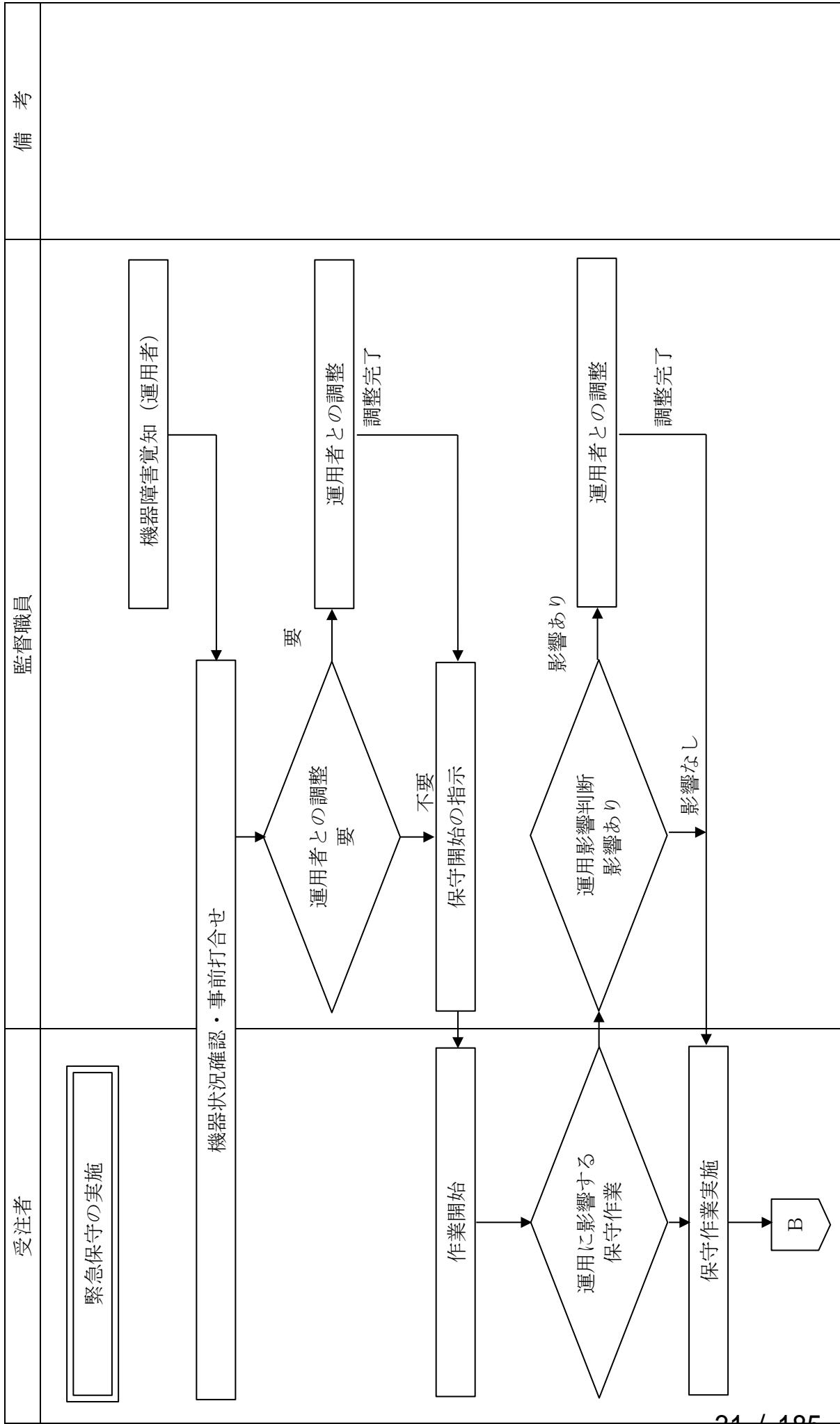


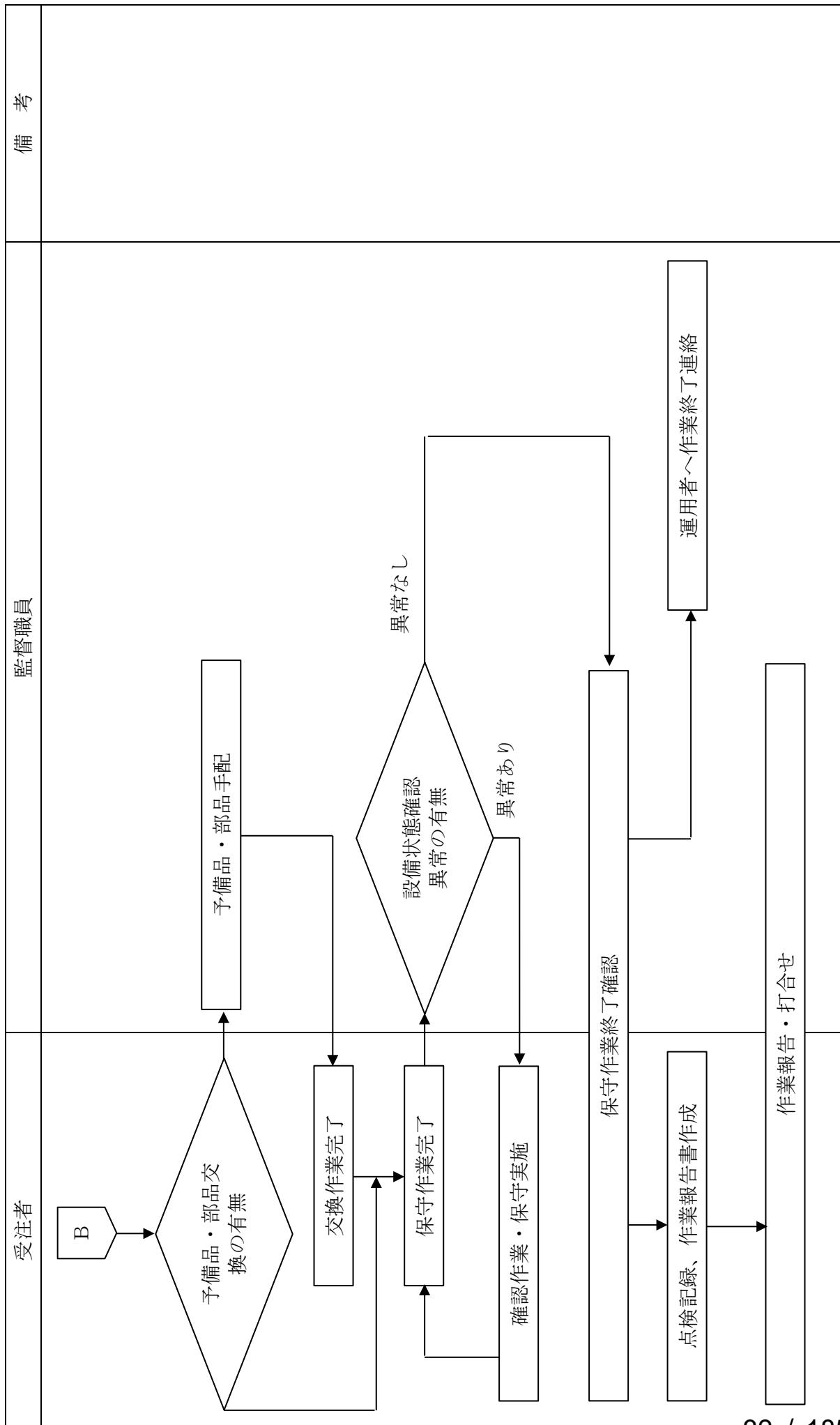
従来の実施方法フロー(1)





従来の実施方法 フロー(2)





平成30年度
東京国際空港場周警備設備等保守業務請負

保守対象装置及び平成28～30年度^(※)増減状況

1. 場周警備設備
2. 状況監視設備
3. 出入管理設備
4. 連絡通報設備
5. 陸上警備センター設備
6. 海上警備設備
7. 防災通信指令設備
8. 付帯設備

^(※)平成30年度の数量については、現時点での予定数量であり、今後実施される工事等の進捗により、変更の可能性がある。

別表 点検歩掛り

設備区分 1. 場周警備設備

設備 コード	装 置 名	設 備 構 成	単位	数量			備 考
				H28	H29	H30	
1-1-01	場周監視カメラ（旧型）	監視カメラ設備（旧型） 電子増感・白黒	台	7	6	6	
1-1-02	場周監視カメラ	監視カメラ設備 一体型カメラ（近赤外線）	台	7	7	7	
1-1-03	場周監視カメラ	監視カメラ設備 一体型カメラ（電子増感：カラー）	台	1	1	1	
1-1-04	場周監視カメラ	監視カメラ設備 一体型カメラ（超高感度：Type1）	台	4	4	4	
1-1-05	場周監視カメラ	監視カメラ設備 一体型カメラ（超高感度：Type2）	台	129	130	130	
1-1-06	場周監視カメラ	カメラ、ハウジング、半固定雲台 遠赤外線（動体検知用）	台	13	13	13	
1-2-01	伝送制御装置（旧型）（2台制御）	筐体、カメラ制御装置、光伝送装置、端子盤、 分電盤、変圧器、光成端箱等 電力增幅装置	面 台	1 2	1 2	1 2	
1-2-02	伝送制御装置（旧型）（1台制御）	筐体、照明制御装置、カメラ制御装置、光伝送装置、 端子盤、分電盤、変圧器、光成端箱等 電力增幅装置	面 台	7 6	6 5	5 4	

別表 点検歩掛り

設備区分 1. 場周警備設備

設備 コード	装 置 名	設 備 構 成	単位	数量			備 考
				H28	H29	H30	
1-2-03	伝送制御装置（一体型用：その1）	筐体、カメラ制御装置、光伝送装置、端子盤、分電盤、変圧器、光成端箱等 電力増幅装置	面 台	1 2	1 2	1 2	
1-2-04	伝送制御装置（一体型用：その1） (1台制御)	筐体、カメラ制御装置、光伝送装置、端子盤、分電盤、変圧器、光成端箱等 電力増幅装置	面 台	8 8	8 8	8 8	
1-2-05	伝送制御装置（一体型用：その2） (2台制御)	筐体、映像伝送装置、侵入信号伝送装置、イーサネットスイッチ、端子盤、分電盤、変圧器、光成端箱等 電力増幅装置	面 台	59 118	59 118	59 118	
1-2-06	伝送制御装置（一体型用：その2） (1台制御)	筐体、映像伝送装置、侵入信号伝送装置、イーサネットスイッチ、端子盤、分電盤、変圧器、光成端箱等 電力増幅装置	面 台	9 9	10 10	10 10	
1-2-07	伝送制御装置（一体型用：光無線伝送） (2台制御)	筐体、映像伝送装置、侵入信号伝送装置、イーサネットスイッチ、端子盤、分電盤、光成端箱等 電力増幅装置	面 台	1 2	1 2	1 2	
1-2-08	伝送制御装置（一体型用：タイプ IVB） (2台制御)	筐体、映像伝送装置、侵入信号伝送装置、イーサネットスイッチ、端子盤、分電盤、変圧器、光成端箱等 電力増幅装置	面 台	2 2	2 2	2 2	
1-3-01	赤外線投光器 (一体型用)	2灯式／1台	台	7	7	7	
1-4-01	スピーカ	(設備コード 1-1-07 場周監視カメラを除く)	台	294	294	294	

別表 点検歩掛り

設備区分 1. 場周警備設備

設備コード	装置名	設備構成	単位	数量			備考
				H28	H29	H30	
1-5-01	赤外線センサー (パナソニック製)	センサーpole、コントロールBOX、送光ユニット、受光ユニット	台	61	57	54	
1-5-02	赤外線センサー (TAKEX製)	センサーpole、コントロールBOX、送光ユニット、受光ユニット	台	272	272	272	
1-5-03	赤外線センサー (ソーラー型) (TAKEX製)	センサーpole、送光ユニット、受光ユニット	対向	38	41	41	
1-6-01	フェンスセンサー	トラップセンサー 断線センサー、中継器ボックス	個 個	397 62	419 64	422 66	
1-6-02	フェンスセンサー	振動式 コントローラー、終端ボックス	区画 個	-	7 7	7 7	
1-7-01	光無線伝送装置	2台／1対向	対向	1	1	1	
1-7-02	屋外収容箱	(光無線伝送用)	個	2	2	2	
1-8-01	パッシブセンサー		個	-	17	17	

設備区分 2. 状況監視設備

設備 コード	装 置 名	設 備 構 成	単位	数量			備 考
				H28	H29	H30	
2-1-01	状況監視カメラ（旧型）	監視カメラ設備（旧型） 電子増感・カラー	台	5	3	2	
2-1-02	状況監視カメラ	監視カメラ設備 一体型カメラ（電子増感：カラー）	台	10	10	10	
2-1-03	状況監視カメラ	監視カメラ設備 一体型カメラ（超高感度：Type2）	台	18	20	20	
2-1-04	状況監視カメラ	監視カメラ設備 一体型カメラ天吊り（超高感度：Type2）	台	3	3	3	
2-2-01	伝送制御装置（旧型用）（1台制御）	筐体、カメラ制御装置、光伝送装置、端子盤、分電盤、変圧器、光成端箱等	面	5	3	2	
2-2-02	伝送制御装置（一体型用：その1） (2台制御)	筐体、カメラ制御装置、光伝送装置、端子盤、分電盤、変圧器、光成端箱等	面	4	4	4	
2-2-03	伝送制御装置（一体型用：その1） (1台制御)	筐体、カメラ制御装置、光伝送装置、端子盤、分電盤、変圧器、光成端箱等	面	2	2	2	

設備区分 2. 状況監視設備

設備 コード	装 置 名	設 備 構 成	単位	数量			備 考
				H28	H29	H30	
2-2-04	伝送制御装置（一体型用：その2） (2台制御)	筐体、映像伝送装置、端子盤 分電盤、トランス、光成端箱等	面	3	4	4	
2-2-05	伝送制御装置（一体型用：その2） (1台制御)	筐体、映像伝送装置、端子盤 分電盤、トランス、光成端箱等	面	2	2	2	
2-2-06	伝送制御装置（一体型用：その2） (4台制御)	筐体、映像伝送装置、端子盤 分電盤、トランス、光成端箱等	面	2	2	2	
2-2-07	伝送制御装置（一体型用：その2） (3台制御)	筐体、映像伝送装置、端子盤 分電盤、トランス、光成端箱等	面	1	1	1	
2-3-01	簡易無線伝送装置	2台／1対向	対向	1	1	-	

設備区分 3. 出入管理設備

警備システム（陸上部）

設備コード	装置名	設備構成	単位	数量			備考
				H28	H29	H30	
3-1-01	電動式門 (観音開き式)	油圧駆動ユニット、制御盤、門扉	台	2	-	-	
3-1-02	電動式門 (引き戸式)	制御駆動ユニット、門扉、操作部	台	6	8	8	
3-2-01	ゲート監視制御装置	電源ユニット、シーケンサ、リレー	台	2	-	-	
3-2-02	ゲート操作・表示装置	操作部	台	5	5	5	
3-3-01	監視カメラ(旧型) (出入監視用)	監視カメラ設備 (旧型) 固定式：カラーカメラ	台	2	-	-	
3-3-02	監視カメラ(旧型) (出入監視用)	監視カメラ設備 (旧型) 雲台可動式：カラーカメラ	台	1	1	1	
3-3-03	監視カメラ(出入監視用)	監視カメラ設備 一体型カメラ(超高感度：Type2)	台	4	6	6	
3-3-04	ゲート監視カメラ (滞留検知、車両検知、侵入検知)	監視カメラ設備	台	-	15	15	
3-3-05	人着映像カメラ (顔映像取得用)	監視カメラ設備	台	-	11	11	
3-4-01	伝送制御装置(一体型用:その2)	筐体 映像伝送装置 端子盤 分電盤 トランク 光成端箱等	面	1	1	1	

設備区分 3. 出入管理設備

警備システム（陸上部）

設備 コード	装 置 名	設 備 構 成	単位	数量			備 考
				H28	H29	H30	
3-5-01	簡易無線伝送装置(NTリンク) 4台／2対向	メディアコンバーター・PoEアダプタ等含む	対向	2	2	2	
3-5-02	光変換箱	簡易無線伝送装置用 (光成端箱等)	台	1	1	1	
3-6-01	監視カメラモニタ	15W型カラー(ビデオモニター)	台	5	5	5	
3-7-01	警務状態一斉通報端末装置	アンプ、スピーカ、アッテネータ、シーケンサ、回転灯含む	式	5	5	5	
3-8-01	換気装置(エアコン)		台	5	5	5	
3-9-01	照明器具 (蛍光灯)		灯	5	5	5	
3-10-01	道路照明灯	水銀灯 2灯/1基 LED 1灯/1基	基	6	6	6	
3-11-01	分電盤	(ゲートブース内)	面	6	6	6	

設備 コード	装 置 名	設 備 構 成 (ゲート機器用)	単位 面	数量			備 考
				H28	H29	H30	
3-12-01	変圧器盤		面	5	5	5	

設備区分 4. 連絡通報設備

設備 コード	装 置 名	装 置 名	単位	数量			備 考
				H28	H29	H30	
4-1-01	連絡通報設備	警務状態・拡声放送監視制御装置	式	1	1	1	
4-2-01	連絡通話制御装置	連絡通話制御装置(PBX) 連絡通報端末・内線電話・直通電話用	式	1	1	1	

設備区分 5. 陸上警備センター設備

設備 コード	装 置 名	設 備 構 成	単位	数量			備 考
				H28	H29	H30	
5-1-01	陸上警備センター設備 《全般》	全般、画像検知表示装置 /伝送制御装置(場周)架	式	1	1	1	
5-2-01	陸上警備センター設備 (旧設備)	警務状態・拡声放送監視制御操作盤 警務状態通信制御ユニット、CPU	台	1 1	1 1	1 1	
5-3-01	陸上警備センター設備	映像モニタ部1、映像モニタ部2、 ピックアップ モニタ部、 運用状況/異常発生状況表示部、 DLP、大型表示付属装置3	式	1	1	1	
5-4-01	陸上警備センター設備	監視制御車 (主卓・副卓・共通卓・統括卓)	式	1	1	1	
5-5-01	陸上警備センター設備	監視制御装置1、監視制御装置2、 システム管理端末、保守管理端末、 管理運用端末、印刷装置 ネットワーク監視制御装置、 ネットワーク接続装置(a)～(f)	式	1	1	1	
5-6-01	陸上警備センター設備	既設サブ/ゲート取容装置1-1～9、 既設サブ/ゲート取容装置2-1～4	式	1	1	1	
5-7-01	陸上警備センター設備	映像伝送装置(A・B)、映像分配部、 変換器(2)	式	1	1	1	
5-7-02	陸上警備センター設備	映像配信サーバ、映像信号切替器、 文字発生器、変換器(1)	式	1	1	1	
5-8-01	陸上警備センター設備	映像管理装置、コントール、印刷装置、 システム管理運用端末	式	1	1	1	

設備区分 5. 陸上警備センター設備

設備 コード	装 置 名	設 備 構 成	単位	数量			備 考
				H28	H29	H30	
5-9-01	陸上警備センター設備	映像端末制御装置(主卓・副卓)、 液晶ディスプレイ(主卓・副卓)、 カメラ操作パネル(主卓・副卓)	式	1	1	1	
5-10-01	陸上警備センター設備	常時録画装置、録画配信サーバ、 プロトコル受信管理サーバ、 イベント録画装置、映像検索端末、 液晶ディスプレイ	式	1	1	1	
5-11-01	陸上警備センター設備	連絡通報端末、業務支援端末、 内線電話、直通電話、 警務状態・一斉通報操作パネル	式	1	1	1	
5-12-01	陸上警備センター設備	ゲート監視システム (ゲート監視装置#1~5、映像蓄積装置、 顔検出・照合装置#1~5、画像蓄積装置、 顔検索装置)	式	-	1	1	
5-12-02	陸上警備センター設備	ゲート監視システム (ゲート監視端末#1~2、情報検索・ 管理端末)	式	-	1	1	
5-12-03	陸上警備センター設備	ゲート監視システム (ゲート監視映像記録装置、 人着映像記録装置)	式	-	1	1	

設備区分 6. 海上警備設備

設備 コード	装 置 名	設 備 構 成	単位	数量			備 考
				H28	H29	H30	
6-1-01	海上監視カメラ	カメラ本体、モータ制御装置、PSU 回転台、ハウジング、測距器 洗浄装置、カメラ、ズームレンズ レンズアダプタ、延長ケーブル、変換ユニット 測距器回転装置	台	3	3	3	
6-1-02	制限区域監視カメラ	カメラ本体、ハウジング ウォッシャユニット、雲台 TCP/RS232C変換器、LAN型接点ユニット	台	38	38	38	
6-2-01	防雨箱	筐体、映像伝送装置、イーサネットSW 端子部、電源分配部、光成端部等	面	3	3	3	
6-2-02	屋外設置筐体	筐体、防雨箱、トランス、アレスタ アンプ (120W×29) ネットワークオーディオアダプタ	面 台 台	32 29 26	32 29 26	32 29 26	
6-3-01	スピーカ	スピーカ	台	55	55	55	
6-4-01	海上警備センター設備	《海上警備センター設備》 各機器共通項目	式	1	1	1	
6-5-01	カメラ操作端末	変換ユニット、(海上監視カメラ、) 映像伝送装置、出力制御装置、 関連システム監視装置、17インチモニタ、 キーボード/マウス、操作パネル	台	2	2	2	
6-6-01	レーダ操作端末	レーダ操作端末	台	2	2	2	
6-7-01	動体検知装置・映像蓄積装置	動体検知装置 映像蓄積装置(映像ストレージサーバ) 映像蓄積装置(映像ストレージ)	台 台 台	2 2 1	2 2 1	2 2 1	

設備区分 6. 海上警備設備

設備 コード	装 置 名	設 備 構 成	単位	数量			備 考
				H28	H29	H30	
6-8-01	ネットワークオーディオアダプタ	ネットワークオーディオアダプタ	台	2	2	2	
6-8-02	デジタルミキサー	デジタルミキサー	台	1	1	1	
6-8-03	マイク	マイク	台	2	2	2	
6-8-04	アンプ	アンプ	台	1	1	1	
6-8-05	デジタルアナウンスマシン	デジタルアナウンスマシン	台	2	2	2	
6-8-06	コンパクトスピーカー	コンパクトスピーカー	台	1	1	1	
6-9-01	連絡通報システム	連絡通報システム	式	1	1	1	

設備区分 7. 防災通信指令設備

設備 コード	装 置 名	設 備 構 成	単位	数量			備 考
				H28	H29	H30	
7-1-01	屋外用一体型旋回カメラ	監視カメラ設備	台	3	3	3	
7-1-02	屋外用ドームカメラ	監視カメラ設備	台	1	1	1	
7-2-01	カメラ制御盤	筐体、光信号伝送装置、端子盤、分電盤、LANコンバータ、光成端箱等	面	3	3	3	
7-3-01	拡声設備	増幅器 スピーカ（ポン型） スピーカ（埋め込み型） スピーカ（壁掛け型）	台 台 台 台	3 8 55 2	3 8 55 2	3 8 55 2	
7-4-01	防災通信指令装置	センター系各機器共通項目	式	1	1	1	
7-5-01	指令台	指令台、指令制御装置 外付け電話機	式	1	1	1	
7-6-01	署所端末・署所ルータ		台	3	3	3	
7-7-01	ネットワークオーディオアダプタ		式	1	1	1	

設備区分 7. 防災通信指令設備

設備 コード	装 置 名	設 備 構 成	単位	数量			備 考
				H28	H29	H30	
7-7-02	録音装置		台	1	1	1	
7-7-03	自動出動指定装置		台	1	1	1	
7-7-04	地図等検索装置		台	1	1	1	
7-7-05	FIHS表示装置		台	1	1	1	
7-7-06	順次指令装置		台	1	1	1	
7-7-07	E-mail配信装置		台	1	1	1	
7-8-01	デジタルレコーダー	デジタルビデオレコーダー	式	1	1	1	
7-8-02	コントローラ	リモート操作器	式	1	1	1	
7-8-03	20型液晶タッチモニター	20型液晶タッチモニター（ビデオモニター）【カラー】	式	1	1	1	

設備区分 8. 付帯設備

設備 コード	装 置 名	設 備 構 成	単位	数量			備 考
				H28	H29	H30	
8-1-01	航空障害灯 カメラ投光器	光感知センサー(デイライト)含む LED 1灯/1基 補助灯 1灯/1基	個 基 基	12 - -	13 8 4	13 8 4	
8-2-01	海上制限区域内立入禁止看板用照明	照明灯、配管等 光感知センサー、タイマー	個 個	91 1	91 1	91 1	
8-3-01	カメラ柱	場周監視、状況監視、出入管理、海上監視 防災通信	本	193	201	202	
8-3-02	カメラ架台		個	2	2	2	
8-4-01	光成端架	G I用、S M用	面	17	16	16	
8-4-02	光成端盤	S M用	面	2	2	2	
8-5-01	電源切替盤	屋外	面	12	12	12	
8-5-02	電源切替盤	屋内	面	3	3	3	
8-6-01	開口部電源盤	屋外	面	2	2	2	

設備区分 8. 付帯設備

設備 コード	装 置 名	設 備 構 成	単位	数量			備 考
				H28	H29	H30	
8-7-01	分電盤	屋内	面	8	8	7	
8-8-01	交流無停電電源装置	本体 単機システム (75kVA 1台) 小型制御弁式鉛蓄電池	組 セル/回	1 60	1 60	1 60	
8-8-02	交流無停電電源装置	本体 単機システム (30kVA 1台) 小型制御弁式鉛蓄電池	組 セル/回	1 30	1 30	1 30	

東京国際空港場周警備設備等保守業務請負

平成 30 年度保守対象装置点検基準書

1. 場周警備設備
2. 状況監視設備
3. 出入管理設備
4. 連絡通報設備
5. 陸上警備センター設備
6. 海上警備設備
7. 防災通信指令設備
8. 付帯設備

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：場周監視カメラ(旧型) [3ヶ月・1年]

設備コード：1-1-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 固定式カメラ 1. フォーカス状態の点検 2. オートホワイトバランス動作の点検 3. 映像白つぶれの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 映像画面上の焼付き、白点、黒点等の点検 6. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
	(2) レンズ 1. アイリス、フォーカス、ズーム機構の点検 2. レンズ締付け及びロックの点検 3. レンズ面の汚れの点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
	(3) ハウジング【屋外型】 1. 前面ガラスの破損及びケースの取付けボルトの緩みの点検 2. ケースの腐食、水漏れ、配線の異常の点検 3. ワイパ、デフロスター、ヒータの点検 4. 空冷ファン(異常音、異常発熱、通風孔の閉塞)の点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検 6. ワイパブレード状態の点検、必要に応じ交換	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 1年	
	(4) 電動雲台 1. P A N ・ T I L T の動作、回転範囲の点検 2. P A N ・ T I L T 動作中の異常音の点検 3. A U T O P A N スイッチによる自動首振りの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：場周監視カメラ [6ヶ月]

設備コード：1-1-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) レンズ・電動雲台一体型カメラ 1. フォーカス状態の点検 2. オートホワイトバランス動作の点検 3. 映像白つぶれの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 映像画面上の焼付き、白点、黒点等の点検 6. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検 7. P A N ・ T I L T の動作、回転範囲の点検 8. Z O O M ・ F O C U S 動作の点検 9. 動作中の異常音の点検 10. プリセット機能の点検 11. A U T O P A N スイッチによる動作の点検 12. 回転動作中の画面ノイズの点検 13. カバーの汚れ、傷等、清掃の点検 14. ケースの腐食、水漏れの点検 15. ファン・ヒーターの点検 16. 取付け状態(ネジの緩み、取付金具、取付け部のさび、腐食) の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：場周監視カメラ [6ヶ月]

設備コード：1-1-03

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) レンズ・電動雲台一体型カメラ 1. フォーカス状態の点検 2. オートホワイトバランス動作の点検 3. 映像白つぶれの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 映像画面上の焼付き、白点、黒点等の点検 6. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検 7. P A N ・ T I L T の動作、回転範囲の点検 8. Z O O M ・ F O C U S 動作の点検 9. 動作中の異常音の点検 10. プリセット機能の点検 11. A U T O P A N スイッチによる動作の点検 12. 回転動作中の画面ノイズの点検 13. カバーの汚れ、傷等、清掃の点検 14. ケースの腐食、水漏れの点検 15. ファン・ヒーターの点検 16. 取付け状態(ネジの緩み、取付金具、取付け部のさび、腐食) の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：場周監視カメラ [6ヶ月]

設備コード：1-1-04

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) レンズ・電動雲台一体型カメラ 1. フォーカス状態の点検 2. オートホワイトバランス動作の点検 3. 映像白つぶれの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 映像画面上の焼付き、白点、黒点等の点検 6. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検 7. P A N ・ T I L T の動作、回転範囲の点検 8. Z O O M ・ F O C U S 動作の点検 9. 動作中の異常音の点検 10. プリセット機能の点検 11. A U T O P A N スイッチによる動作の点検 12. 回転動作中の画面ノイズの点検 13. カバーの汚れ、傷等、清掃の点検 14. ケースの腐食、水漏れの点検 15. ファン・ヒーターの点検 16. 取付け状態(ネジの緩み、取付金具、取付け部のさび、腐食) の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：場周監視カメラ [6ヶ月]

設備コード：1-1-05

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) レンズ・電動雲台一体型カメラ 1. フォーカス状態の点検 2. オートホワイトバランス動作の点検 3. 映像白つぶれの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 映像画面上の焼付き、白点、黒点等の点検 6. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検 7. P A N ・ T I L T の動作、回転範囲の点検 8. Z O O M ・ F O C U S 動作の点検 9. 動作中の異常音の点検 10. プリセット機能の点検 11. A U T O P A N スイッチによる動作の点検 12. 回転動作中の画面ノイズの点検 13. カバーの汚れ、傷等、清掃の点検 14. ケースの腐食、水漏れの点検 15. ファン・ヒーターの点検 16. 取付け状態(ネジの緩み、取付金具、取付け部のさび、腐食) の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：場周監視カメラ [1年]

設備コード：1-1-06

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 機能試験 1. 警備センター側でのセンサー検知区画ごとの警報出力の点検	1年	
	(2) 固定式カメラ 1. フォーカス状態の点検 2. 映像白つぶれの点検 3. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 4. 映像画面上の焼付き、白点、黒点等の点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検	1年 1年 1年 1年 1年	
	(3) レンズ 1. アイリス、フォーカスの点検 2. レンズ締付け及びロックの点検 3. レンズ面の汚れの点検	1年 1年 1年	
	(4) ハウ징 1. 前面ガラスの破損及びケースの取付けボルトの緩みの点検 2. ケースの腐食、水漏れ、配線の異常の点検 3. ヒータの点検 4. 空冷ファン(異常音、異常発熱、通風孔の閉塞)の点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検	1年 1年 1年 1年 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：伝送制御装置(旧型)（2台制御）[1ヶ月・6ヶ月]

設備コード：1-2-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 6ヶ月	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ) の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	6ヶ月	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検 3. 増幅器に信号を入力、出力に擬似抵抗を接続し電圧測定	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	6ヶ月	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	6ヶ月	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：伝送制御装置(旧型)（1台制御）[1ヶ月・6ヶ月]

設備コード：1-2-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 6ヶ月	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ) の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	6ヶ月	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検 3. 増幅器に信号を入力、出力に擬似抵抗を接続し電圧測定	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	6ヶ月	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	6ヶ月	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：伝送制御装置(一体型用:その1)（2台制御）[1ヶ月・1年]

設備コード：1-2-03

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ) の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1年	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検 3. 増幅器に信号を入力、出力に擬似抵抗を接続し電圧測定	1年 1年 1年	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：伝送制御装置(一体型用:その1)（1台制御）[1ヶ月・1年]

設備コード：1-2-04

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ) の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1年	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検 3. 増幅器に信号を入力、出力に擬似抵抗を接続し電圧測定	1年 1年 1年	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：伝送制御装置(一体型用:その2)（2台制御）[1ヶ月・1年]

設備コード：1-2-05

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ) の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1年	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検 3. 増幅器に信号を入力、出力に擬似抵抗を接続し電圧測定	1年 1年 1年	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：伝送制御装置(一体型用:その2)（1台制御）[1ヶ月・1年]

設備コード：1-2-06

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ) の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1年	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検 3. 増幅器に信号を入力、出力に擬似抵抗を接続し電圧測定	1年 1年 1年	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：伝送制御装置(一体型用:光無線伝送)（2台制御）[1ヶ月・1年]

設備コード：1-2-07

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ) の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1年	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検 3. 増幅器に信号を入力、出力に擬似抵抗を接続し電圧測定	1年 1年 1年	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：伝送制御装置(一体型用:タイプIVB) (2台制御) [1ヶ月・1年]

設備コード：1-2-08

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ) の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1年	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検 3. 増幅器に信号を入力、出力に擬似抵抗を接続し電圧測定	1年 1年 1年	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：赤外線投光器(一体型用) [6ヶ月]

設備コード：1-3-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 本体 1. 反射板、枠の汚損、損傷、さび、変色、取付け状況の点検 2. 透光性カバーの汚損、損傷、変色等の点検 3. 管球の異常なちらつき等の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(2) 部品(球・ソケット等) 1. 点灯時の異常音の点検 2. 変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等の点検	6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：拡声設備(スピーカ) [1ヶ月]

設備コード：1-4-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) スピーカ a. 配線、付属機器等 1. ケーブル、コードの接続状態の点検 2. スピーカの据付け状態、汚れ、損傷の点検 b. 機能点検 1. 音量、明瞭度等の点検	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月	
	(2) 増幅器 1. 異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 据付け状態、汚れ及び著しい損傷、過熱の点検 3. 増幅器に信号を入力、出力に擬似抵抗を接続し電圧測定	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：赤外線センサー(パナソニック製) [1ヶ月・1年]

設備コード：1-5-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) センサーポール 1. 取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 外部の汚損、損傷、腐食、脱落等の点検 3. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等の点検	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) 周辺状況 1. 警戒ラインの遮光の原因となる障害物の点検	1ヶ月	
	(3) 導電部 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月	
	(4) 配線、付属機器等 1. ケーブルの接続状態の点検 2. 各機器(ユニット)の異常音、異臭、変色、可動部分、過熱の点検 3. センサーポール端子部の受電電圧、出力電圧の点検 4. 赤外線センサーの光軸の点検	1ヶ月 1ヶ月 1年 1年	
	(5) 機能点検 1. センサーポール側での実装ユニット単位警報出力の点検 2. センター側でのセンサー単位警報、環境、電源断出力の点検	1ヶ月 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：赤外線センサー(TAKE X製) [1ヶ月・1年]

設備コード：1-5-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) センサーpole 1. 取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 外部の汚損、損傷、腐食、脱落等の点検 3. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等の点検	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) 周辺状況 1. 警戒ラインの遮光の原因となる障害物の点検	1ヶ月	
	(3) 導電部 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月	
	(4) 配線、付属機器等 1. ケーブルの接続状態の点検 2. 各機器(ユニット)の異常音、異臭、変色、可動部分、過熱の点検 3. センサーpole端子部の受電電圧、出力電圧の点検 4. 赤外線センサーの光軸の点検	1ヶ月 1ヶ月 1年 1年	
	(5) 機能点検 1. センサーpole側での実装ユニット単位警報出力の点検 2. センター側でのセンサーpole単位警報、環境、電源断出力の点検	1ヶ月 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：赤外線センサー(ソーラー型[TAKE X製]) [1ヶ月・1年]

設備コード：1-5-03

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) センサーpole 1. 取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 外部の汚損、損傷、腐食、脱落等の点検 3. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等の点検	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) 周辺状況 1. 警戒ラインの遮光の原因となる障害物の点検	1ヶ月	
	(3) 導電部 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月	
	(4) 配線、付属機器等 1. ケーブルの接続状態の点検 2. 各機器(ユニット)の異常音、異臭、変色、可動部分、過熱の点検 3. ソーラーバッテリーの作動状況、蓄電池への充電状態の点検 4. センサーpole端子部の受電電圧、出力電圧の点検 5. 赤外線センサーの光軸の点検	1ヶ月 1ヶ月 1年 1年 1年	
	(5) 機能点検 1. センサーpole側での実装ユニット単位警報出力の点検 2. 中継ユニットでのセンサーpole単位警報、環境、電源断出力の点検 3. センター側でのセンサーpole単位警報、環境、電源断出力の点検	1ヶ月 1ヶ月 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：フェンスセンサー(断線式) [1ヶ月・1年]

設備コード：1-6-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) トラップセンサー a. 外観点検 1. アジャスター、ホルダー、テンションセンサーの取付け状況の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落等の点検 b. 機能点検 1. テンションセンサー側での適正な荷重、変位量による警報出力の点検 2. 警備センター側でのセンサー検知区画ごとの警報出力の点検	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) 断線センサー a. 外観点検 1. 断線センサーの取付け状況の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落等の点検 b. 機能点検 1. 断線センサー側での検知区画ごとの警報出力の点検 2. 警備センター側でのセンサー検知区画ごとの警報出力の点検 c. 絶縁抵抗など 1. 絶縁抵抗測定 2. ループ抵抗測定	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月 1年 1年 1年	
	(3) 中継ボックス 1. 中継ボックスの取付け状況の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落等の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さびの点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等の点検	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：フェンスセンサー(振動式) [1ヶ月・1年]

設備コード：1-6-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 振動センサー a. 外観点検 1. センサーケーブル、コントローラ（電源部含む）、終端ボックスの取付け状況の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落等の点検 b. 機能点検 1. 注意信号動作、警報信号動作の作動点検 2. 警備センター側でのセンサー検知区画ごとの警報出力の点検	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) コントローラ収容ボックス 1. コントローラ収容ボックスの取付け状況の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落等の点検 3. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等の点検	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：光無線伝送装置 [1年]

設備コード：1-7-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 機体 1. 機体の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱、可動部分(FAN含む)の異常の点検	1年 1年	
	(2) 前面ガラス 1. ガラス面の汚れの点検	1年	
	(3) 背面パネル 1. 各ランプの状態の点検 2. TX-INランプの点灯の点検 3. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検	1年 1年 1年	
	(4) 各種点検 1. 光無線伝送装置の基本情報、ステータス、トラッキング等の点検	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：屋外収容箱(光無線伝送装置用) [1ヶ月・1年]

設備コード：1-7-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 屋外収容箱(光無線伝送装置用) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検	1ヶ月 1ヶ月	
	(2) キャビネット a. 屋外型 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱、可動部分の異常等の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さびの点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1年	
	(4) 機器【コンセント・避雷器】 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検	1年	
	(5) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：1. 場周警備設備

装置名称：パッシブセンサー [1ヶ月・1年]

設備コード：1-8-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 外観点検 1. パッシブセンサー本体の取付け状況の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落等の点検	1ヶ月 1ヶ月	
	(2) 配線・付属品等の点検 1. ケーブルの接続状態の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落等の点検	1ヶ月 1ヶ月	
	(3) 周辺状況の確認 1. 検知エリアにかかる障害物等の点検	1ヶ月	
	(4) 機能点検 1. 検知エリアの点検 2. 検知感度の点検 3. 警報出力の点検 4. 警備センター側でのセンサー検知区画ごとの警報出力の点検	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：2. 状況監視設備

装置名称：状況監視カメラ(旧型) [3ヶ月・1年]

設備コード：2-1-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 固定式カメラ 1. フォーカス状態の点検 2. オートホワイトバランス動作の点検 3. 映像白つぶれの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 映像画面上の焼付き、白点、黒点等の点検 6. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
	(2) レンズ 1. アイリス、フォーカス、ズーム機構の点検 2. レンズ締付け及びロックの点検 3. レンズ面の汚れの点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
	(3) ハウジング【屋外型】 1. 前面ガラスの破損及びケースの取付けボルトの緩みの点検 2. ケースの腐食、水漏れ、配線の異常の点検 3. ワイパ、デフロスター、ヒータの点検 4. 空冷ファン(異常音、異常発熱、通風孔の閉塞)の点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検 6. ワイパブレード状態の点検、必要に応じ交換	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 1年	
	(4) 電動雲台 1. PAN・TILTの動作、回転範囲の点検 2. PAN・TILT動作中の異常音の点検 3. AUTOPANスイッチによる自動首振りの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：2. 状況監視設備

装置名称：状況監視カメラ [6ヶ月]

設備コード：2-1-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) レンズ・電動雲台一体型カメラ 1. フォーカス状態の点検 2. オートホワイトバランス動作の点検 3. 映像白つぶれの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 映像画面上の焼付き、白点、黒点等の点検 6. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検 7. P A N ・ T I L T の動作、回転範囲の点検 8. Z O O M ・ F O C U S 動作の点検 9. 動作中の異常音の点検 10. プリセット機能の点検 11. A U T O P A N スイッチによる動作の点検 12. 回転動作中の画面ノイズの点検 13. カバーの汚れ、傷等、清掃の点検 14. ケースの腐食、水漏れの点検 15. ファン・ヒーターの点検 16. 取付け状態(ネジの緩み、取付金具、取付け部のさび、腐食) の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：2. 状況監視設備

装置名称：状況監視カメラ [6ヶ月]

設備コード：2-1-03

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) レンズ・電動雲台一体型カメラの点検 1. フォーカス状態の点検 2. オートホワイトバランス動作の点検 3. 映像白つぶれの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 映像画面上の焼付き、白点、黒点等の点検 6. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検 7. P A N ・ T I L T の動作、回転範囲の点検 8. Z O O M ・ F O C U S 動作の点検 9. 動作中の異常音の点検 10. プリセット機能の点検 11. A U T O P A N スイッチによる動作の点検 12. 回転動作中の画面ノイズの点検 13. カバーの汚れ、傷等、清掃の点検 14. ケースの腐食、水漏れの点検 15. ファン・ヒーターの点検 16. 取付け状態(ネジの緩み、取付金具、取付け部のさび、腐食) の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：2. 状況監視設備

装置名称：状況監視カメラ [6ヶ月]

設備コード：2-1-04

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) レンズ・電動雲台一体型カメラの点検 1. フォーカス状態の点検 2. オートホワイトバランス動作の点検 3. 映像白つぶれの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 映像画面上の焼付き、白点、黒点等の点検 6. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検 7. P A N ・ T I L T の動作、回転範囲の点検 8. Z O O M ・ F O C U S 動作の点検 9. 動作中の異常音の点検 10. プリセット機能の点検 11. A U T O P A N スイッチによる動作の点検 12. 回転動作中の画面ノイズの点検 13. カバーの汚れ、傷等、清掃の点検 14. ケースの腐食、水漏れの点検 15. ファン・ヒーターの点検 16. 取付け状態(ネジの緩み、取付金具、取付け部のさび、腐食) の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：2. 状況監視設備

装置名称：伝送制御装置(旧型)（1台制御）[1ヶ月・6ヶ月]

設備コード：2-2-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1 ヶ月 1 ヶ月 6 ヶ月	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ)の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	6 ヶ月	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検	6 ヶ月 6 ヶ月	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	6 ヶ月	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	6 ヶ月	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：2. 状況監視設備

装置名称：伝送制御装置(一体型用:その1)（2台制御）[1ヶ月・1年]

設備コード：2-2-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ)の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1年	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検	1年 1年	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：2. 状況監視設備

装置名称：伝送制御装置(一体型用:その1)（1台制御）[1ヶ月・1年]

設備コード：2-2-03

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ)の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1年	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検	1年 1年	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：2. 状況監視設備

装置名称：伝送制御装置(一体型用:その2)（2台制御）[1ヶ月・1年]

設備コード：2-2-04

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ)の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1年	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検	1年 1年	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：2. 状況監視設備

装置名称：伝送制御装置(一体型用:その2)（1台制御）[1ヶ月・1年]

設備コード：2-2-05

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ)の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1年	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検	1年 1年	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：2. 状況監視設備

装置名称：伝送制御装置(一体型用:その2)（4台制御）[1ヶ月・1年]

設備コード：2-2-06

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ)の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1年	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検	1年 1年	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：2. 状況監視設備

装置名称：簡易無線伝送装置〔6ヶ月〕

設備コード：2-3-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 機体 1. 機体の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱、可動部分の異常の点検	6 ヶ月 6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：電動式門(観音開き式) [3ヶ月・6ヶ月・1年]

設備コード：3-1-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態(油圧シリンダー等)の点検 2. 機器の損傷(配管からの油漏れ)、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) ゲート部 1. ゲート本体の傷、さび、腐食及び汚れの点検 2. ゲートの反射テープ、警告ラベル等の点検 3. ゲート本体の作動時の異常音の点検 4. ゲート本体の固定用ボルト類の緩み、腐食の点検 5. 全閉時戸先の隙間及びゲートと床面の隙間の点検 6. ゲートストッパーの取付け状態の点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
	(2) 懸架部 1. ゲートと蝶番の変形及び取付け状態の点検	3ヶ月	
	(3) 動力部・作動部 1. 手動開閉動作確認及び異常音の点検 2. 電動モーター取付け状態の点検 3. 電動モーターケース蓋の取付け状態の点検 4. 電動モーターケース防水材の取付け状態の点検 5. 電動モーターケースストッパーの取付け状態の点検 6. 油圧シリンダーロッド部の汚れ、変形及び取付け状態の点検	3ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(4) 制御装置 1. 開閉速度及び開放タイマーの時間の点検 2. 徐行速度の状態の点検 3. ゲート位置検出スイッチの取付け状態の点検 4. 電源スイッチの作動状態の点検 5. 制御装置の取付け状態の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(5) センサー部 1. センサーの取付け状態及び作動状態の点検 2. センサー検出面の汚れの点検	3ヶ月 3ヶ月	
	(6) 電気回路 1. 通常開閉動作及び反転動作の点検 2. 電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の点検 3. 電源電圧測定	3ヶ月 6ヶ月 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：電動式門(引き戸式) [3ヶ月・6ヶ月・1年]

設備コード：3-1-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態(電動モーター異常音の有無等)の点検 2. 機器(電動モーター外部)の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) ゲート部 1. ゲート本体の傷、さび、腐食及び汚れの点検 2. ゲートの反射テープ、警告ラベル等の点検 3. ゲート本体の作動時の異常音の点検 4. ゲート本体の固定用ボルト類の緩み、腐食の点検 5. 全閉時戸先の隙間及びゲートと床面の隙間の点検 6. ゲートストッパーの取付け状態の点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
	(2) 懸架部 1. 軌道レールの汚れ、摩耗及び損傷の点検 2. 軌道レールの取付け状態の点検 3. ストップバーの取付け状態の点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
	(3) 動力部・作動部 1. 手動開閉動作確認及び異常音の点検 2. 電動モーターの取付け状態の点検 3. 防振ゴムの変形の点検 4. 従動プーリーの取り付け状態の点検 5. チェーンの張り、車輪の摩耗及び取付け状態の点検	3ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(4) 制御装置 1. 開閉速度及び開放タイマーの時間の点検 2. 徐行速度の状態の点検 3. ゲート位置検出スイッチの取付け状態の点検 4. 電源スイッチの作動状態の点検 5. 制御装置の取付け状態の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(5) センサー部 1. センサーの取付け状態及び作動状態の点検 2. センサー検出面の汚れの点検	3ヶ月 3ヶ月	
	(6) 電気回路 1. 通常開閉動作及び反転動作の点検 2. 電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の点検 3. 電源電圧測定	3ヶ月 6ヶ月 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：ゲート監視制御装置〔1年〕

設備コード：3-2-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) ゲート監視制御装置 a. 筐体・ユニット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、脱落、過熱、可動部分(FAN 含む)の異常等の点検 b. 端子台 1. ゆるみ、変色、異臭の点検 c. 電源ユニット・シーケンサ等 1. 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の点検	1 年 1 年 1 年 1 年	
	(2) 電圧 1. 端子台において受電電圧、各出力電圧測定	1 年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：ゲート操作・表示装置 [1年]

設備コード：3-2-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) ゲート操作・表示装置 a. 筐体・ユニット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、脱落、過熱、可動部分の異常等の点検 b. 端子台・コネクタ 1. ゆるみ、変色、異臭の点検	1 年 1 年 1 年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：監視カメラ(旧型)（出入監視用）[3ヶ月・1年]

設備コード：3-3-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 固定式カメラ 1. フォーカス状態の点検 2. オートホワイトバランス動作の点検 3. 映像白つぶれの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 映像画面上の焼付き、白点、黒点等の点検 6. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
	(2) レンズ 1. アイリス、フォーカスの点検 2. レンズ締付け及びロックの点検 3. レンズ面の汚れの点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
	(3) ハウジング【屋外型】 1. 前面ガラスの破損及びケースの取付けボルトの緩みの点検 2. ケースの腐食、水漏れ、配線の異常の点検 3. ワイパ、デフロスター、ヒータの点検 4. 空冷ファン(異常音、異常発熱、通風孔の閉塞)の点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検 6. ワイパブレード状態の点検、必要に応じ交換	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 1年	
	(4) 半固定式雲台 1. カメラ固定位置・画角の点検 2. (ケーブルの破損、接栓の緩み、)ネジの締付けの点検 3. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：監視カメラ(旧型) (出入監視用) [3ヶ月・1年]

設備コード：3-3-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 固定式カメラ 1. フォーカス状態の点検 2. オートホワイトバランス動作の点検 3. 映像白つぶれの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 映像画面上の焼付き、白点、黒点等の点検 6. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
	(2) レンズ 1. アイリス、フォーカス、ズーム機構の点検 2. レンズ締付け及びロックの点検 3. レンズ面の汚れの点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
	(3) ハウジング【屋外型】 1. 前面ガラスの破損及びケースの取付けボルトの緩みの点検 2. ケースの腐食、水漏れ、配線の異常の点検 3. ワイパ、デフロスター、ヒータの点検 4. 空冷ファン(異常音、異常発熱、通風孔の閉塞)の点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検 6. ワイパブレード状態の点検、必要に応じ交換	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 1年	
	(4) 電動雲台 1. P A N ・ T I L T の動作、回転範囲の点検 2. P A N ・ T I L T 動作中の異常音の点検 3. A U T O P A N スイッチによる自動首振りの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：監視カメラ（出入監視用）〔6ヶ月〕

設備コード：3-3-03

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) レンズ・電動雲台一体型カメラの点検 1. フォーカス状態の点検 2. オートホワイトバランス動作の点検 3. 映像白つぶれの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 映像画面上の焼付き、白点、黒点等の点検 6. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検 7. P A N ・ T I L T の動作、回転範囲の点検 8. Z O O M ・ F O C U S 動作の点検 9. 動作中の異常音の点検 10. プリセット機能の点検 11. A U T O P A N スイッチによる動作の点検 12. 回転動作中の画面ノイズの点検 13. カバーの汚れ、傷等、清掃の点検 14. ケースの腐食、水漏れの点検 15. ファン・ヒーターの点検 16. 取付け状態(ネジの緩み、取付金具、取付け部のさび、腐食) の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：ゲート監視カメラ（滞留検知、車両検知、侵入検知） [1年]

設備コード：3-3-04

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 筐体外部の点検 1. 筐体の目視（変形、ひずみ、変色、腐食の有無）点検 2. 筐体の清掃	1年 1年	
	(2) 配線、付属品等の点検 1. ケーブルの接続状態の点検 2. 取付金具の損傷、腐食、脱落等の点検	1年 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：人着映像カメラ（顔映像取得用） [1年]

設備コード：3-3-05

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 筐体外部の点検 1. 筐体の目視（変形、ひずみ、変色、腐食の有無）点検 2. 筐体の清掃	1年 1年	
	(2) 配線、付属品等の点検 1. ケーブルの接続状態の点検 2. 取付金具の損傷、腐食、脱落等の点検	1年 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：伝送制御装置（一体型用：その2）（1台制御）〔1ヶ月・1年〕

設備コード：3-4-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ)の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1年	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検	1年 1年	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：簡易無線伝送装置（NTリンク[メディアコンバーター・PoEアダプタ等含む]）[1年]

設備コード：3-5-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 機体 1. 機体の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱、可動部分の異常の点検	1 年 1 年	
	(2) 各種点検 1. 各設定値の確認 2. 通信状態の確認	1 年 1 年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：光変換箱（簡易無線伝送装置用）[1ヶ月・1年]

設備コード：3-5-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 光変換箱(簡易無線伝送装置用) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検	1 ヶ月 1 ヶ月	
	(2) キャビネット a. 屋外型 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱、可動部分の異常等の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さびの点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等の点検	1 年 1 年 1 年 1 年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1 年 1 年 1 年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1 年	
	(4) 機器【コンセント・避雷器】 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検	1 年	
	(5) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1 年	

装置点検基準書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：監視カメラモニタ [6ヶ月]

設備コード：3-6-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
	(1) ビデオモニタ【カラー】 1. 映像、解像度、ノイズ、画面歪みの点検 2. 明るさ、コントラスト、色の濃さ及び色あいの調整の点検 3. コンバージェンスのズレ、ホワイトバランス、ブラックバランスの点検 4. ケーブルの破損及び接栓の緩み、ネジの締付け、終端スイッチの点検 5. 電源ON-OFF、画面の明るさ、コントラスト等の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装置点検基準書

設備區分：3. 出入管理設備

装置名称：警務狀態・一斉通報端末装置 [1年]

設備コード : 3-7-01

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：換気装置(エアコン) [1ヶ月]

設備コード：3-8-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 外観の状況 1. 取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱、可動部分(FAN 含む)の異常等の点検	1 ヶ月 1 ヶ月	
	(2) エアフィルター 1. つまり、損傷等の点検	1 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：照明器具(蛍光灯) [1年]

設備コード：3-9-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 本体 1. 反射板、枠の汚損、損傷、さび及び変色並びに取付け状況の点検 2. 管球の異常なちらつき等の点検	1 年 1 年	
	(2) 部品 a. 安定器 1. 点灯時の異常音の点検 2. 安定器の変形、変色及びさびの点検 b. ソケット 1. 変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等の点検	1 年 1 年 1 年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：道路照明灯 [1ヶ月・1年]

設備コード：3-10-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 外灯 1. 灯具、ポール等の損傷、破損、さび、腐食等の点検	1ヶ月	
	(2) 灯具 1. 灯具の変形、破損及び腐食の点検 2. 安定器収納部の浸水又は痕跡の点検	1年 1年	
	(3) 支持物 1. ポール内蔵の配線用遮断器等及び配線の接続の点検 2. 沈下、傾斜、倒壊の危険等の点検 3. 変形、破損及び腐食の点検 4. アンカーボルトの緩み、腐食等	1年 1年 1年 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：分電盤 [1ヶ月・1年]

設備コード：3-11-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) キャビネット 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 a. 屋内型 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検	1ヶ月 1ヶ月 1年 1年	
	(2) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭及び変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色及び異臭の点検	1年	
	(3) 機器【遮断器・継電器等】 1. 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の点検	1年	
	(4) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(5) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(6) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：3. 出入管理設備

装置名称：変圧器盤 [1ヶ月・1年]

設備コード：3-12-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) キャビネット 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 a. 屋外型 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 3. 防水パッキンの劣化状況及びさびの点検 4. 盤内部の雨水の浸入又は痕跡、結露等の点検	1ヶ月 1ヶ月 1年 1年 1年 1年	
	(2) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭及び変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検 b. 端子台 1. 変色及び異臭の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 機器【遮断器・継電器・変圧器等】 1. 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の点検	1年	
	(4) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(5) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(6) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：4. 連絡通報設備

装置名称：警務状態・拡声放送監視制御装置1・2・3 [6ヶ月]

設備コード：4-1-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 外観 1. 据付けボルトの緩みの点検 2. 換気ファンの動作、異常音の点検 3. 記憶装置等の異常音及び異常振動の点検 4. 操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能の点検 5. エアフィルターの状態の点検 6. コネクタ類の差し込み部の点検 7. 汚れ、損傷及びさびの点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(2) 処理装置類 1. CPU 機能、メモリー等の点検 2. 故障表示及びブザー鳴動の点検	6ヶ月 6ヶ月	
	(3) 電源 a. 各装置の電源 1. 電源電圧測定(入力電圧・出力電圧)	6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：4. 連絡通報設備

装置名称：連絡通話制御装置〔6ヶ月〕

設備コード：4-2-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 外観 1. 据付けボルトの緩みの点検 2. 換気ファンの動作、異常音の点検 3. 記憶装置等の異常音及び異常振動の点検 4. 操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能の点検 5. エアフィルターの状態の点検 6. コネクタ類の差し込み部の点検 7. 汚れ、損傷及びさびの点検	6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月	
	(2) 処理装置類 1. CPU 機能、メモリー等の点検 2. 故障表示及びブザー鳴動の点検	6 ヶ月 6 ヶ月	
	(3) 電源 a. 各装置の電源 1. 電源電圧測定(入力電圧・出力電圧)	6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：5. 陸上警備センター設備

装置名称：全般《画像検知表示装置(日常分)含む》 [6ヶ月]

設備コード：5-1-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	(1) 各設備・装置 a. 外観 1. 腐食、浸水等の有無の点検 2. 異常音、異臭、異常振動等の有無の点検 b. 装置・機器等 1. ディスプレイ装置・キーボード等の両面の異常、異臭、異常音の有無の点検 2. プリンタの用紙量・印字確認、オンラインスイッチ等の点検 3. 各機器の動作状態の点検 (2) カメラ設備 1. 各システムのカメラ映像正常に表示されている事の確認 (3) 保守管理端末 1. 保守管理端末にて各機器からの故障通知の有無を確認	1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	
定期点検	(1) 外観 1. 据付けボルトの緩みの点検 2. 換気ファンの動作、異常音の点検 3. 記憶装置等の異常音及び異常振動の点検 4. 操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能の点検 5. エアフィルターの状態の点検 6. コネクタ類の差し込み部の点検 7. 汚れ、損傷及びさびの点検 8. 卓上機器固定金具の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(2) 処理装置類 1. フロッピーディスク装置等のヘッド清掃及び異常音の点検 2. CPU機能、メモリ、ハードディスク、フロッピーディスク装置等の点検 3. 故障表示及びブザー鳴動の点検 4. システム構成情報及び設定情報の保存	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(3) 監視操作装置等 a. 表示装置 1. 各部清掃、キーボード(マウス・タッチパネル等)機能の点検 2. 表示装置の固定状態の点検 b. 表示操作パネル 1. グラフィックパネル等清掃、表示灯及び操作スイッチ類の機能の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(4) 記録装置(プリンタ等) 1. 各部清掃、注油、紙送り機構及び印刷機構の調整、テスト 2. 転倒等防止処置の点検	6ヶ月 6ヶ月	
	(5) 電源(各装置の電源) 1. 電源電圧測定(入力電圧・出力電圧)	6ヶ月	

装置点検基準書

設備区分：5. 陸上警備センター設備（旧設備）

装置名称：警務狀態・拡声放送監視制御操作盤「6ヶ月」

設備コード : 5-2-01

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：5. 陸上警備センター設備

装置名称：大型表示装置〔6ヶ月〕

設備コード：5-3-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 映像モニタ部1・映像モニタ部2 1. 筐体の変形、歪みの点検 2. 固定ネジ等の緩みの点検 3. 接続ケーブルのコネクション部及び端子台接続部の緩みの点検 4. 異常な過熱、異臭、異音等の点検 5. モニタの傷、汚れの点検 6. 管理運用端末からの模擬発報、警戒モード移行時表示等動作の点検 7. C B盤入出力チェックポイントの電圧測定 8. 地図、運用状況等表示及びカメラ映像等表示の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(2) ピックアップモニタ部、地図表示装置、運用状況／異常発生状表示装置 1. 筐体の変形、歪みの点検 2. 固定ネジ等の緩みの点検 3. 接続ケーブルのコネクション部及び端子台接続部の緩みの点検 4. 異常な過熱、異臭、異音等の点検 5. モニタの傷、汚れの点検 6. 管理運用端末からの模擬発報、警戒モード移行時表示等動作の点検 7. C B盤入出力チェックポイントの電圧測定 8. 地図、運用状況等表示及びカメラ映像等表示の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(3) D L P 1. 異常な過熱、異臭、異音等の点検	6ヶ月	
	(4) 大型表示付属装置 3 1. 筐体の変形、歪みの点検 2. 固定ネジ等の緩みの点検 3. 接続ケーブルのコネクション部及び端子台接続部の緩みの点検 4. 異常な過熱、異臭、異音等の点検 5. 機器故障履歴の点検 6. 映像端末からのモニタ表示切替の点検 7. C B盤入出力チェックポイントの電圧測定 8. 地図表示装置、運用状況／異常発生表示装置のフィルター清掃 9. 地図表示装置画面操作の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装置点検基準書

設備区分：5. 陸上警備センター設備

装置名称：監視制御卓(監視制御系) [6ヶ月]

設備コード：5-4-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 監視制御卓《管理運用/映像/業務支援各端末》(主卓・副卓・共通卓・統括卓) 1. 外観及び筐体内部清掃 2. C B盤入出力チェックポイントの電圧測定	6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：5. 陸上警備センター設備

装置名称：監視制御システム／ネットワーク監視装置 [6ヶ月]

設備コード：5-5-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 【監視制御系】監視制御システム a. 監視制御装置1・監視制御装置2 1. 筐体の変形、歪みの点検 2. 固定ネジ等の緩みの点検 3. 接続ケーブルのコネクション部及び端子台接続部の緩みの点検 4. 異常な過熱、異臭、異音等の点検 5. 機器故障履歴の点検 6. 各装置動作ランプ表示の点検 7. システム管理端末からの監視制御装置、保守情報管理装置状況の点検 8. C B 盤入出力チェックポイントの電圧測定 b. システム管理端末・保守管理端末・管理運用端末 1. 異常な過熱、異臭、異音等の点検 2. 接続装置との通信アラームの点検 3. デフラグの実施、ディスク状態の点検 4. プリンタ清掃	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(2) 【通信ネットワーク設備系】ネットワーク監視制御装置・ネットワーク接続装置(a)～(f) 1. 異常な過熱、異臭、異音等の点検 2. 接続装置との通信アラームの点検 3. プリンタ清掃	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(3) 【供用印刷装置】カラーページ印刷装置 1. 筐体の変形、歪みの点検 2. 固定ネジ等の緩みの点検 3. 接続ケーブルのコネクション部及び端子台接続部の緩みの点検 4. 異常な過熱、異臭、異音等の点検 5. プリンタ清掃	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：5. 陸上警備センター設備

装置名称：既設サイト／ゲート収容設備〔6ヶ月〕

設備コード：5-6-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 既設サブ/ゲート収容装置1-1～9、既設サブ/ゲート収容装置2-1～4 1. 筐体の変形、歪みの点検 2. 固定ネジ等の緩みの点検 3. 接続ケーブルのコネクション部及び端子台接続部の緩みの点検 4. 異常な過熱、異臭、異音等の点検 5. C B盤入出力チェックポイントの電圧測定	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：5. 陸上警備センター設備

装置名称：大型表示装置付属架 1・2 [6ヶ月]

設備コード：5-7-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 映像伝送装置(A・B)・映像分配部・変換器(2) 1. 塗装、さび、ネジ類の緩み、著しい傷やへこみの点検 2. 機器本体の清掃 3. ケーブルの破損、接続状態の点検 4. ファン動作及び異音の点検 5. 映像伝送装置の各LED点灯状況の点検 6. 映像伝送装置のバージョン・ネットワーク情報、ログの点検 7. 映像分配部の出力映像レベルの点検(映像断注意)	6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：5. 陸上警備センター設備

装置名称：大型表示装置付属架2 [6ヶ月]

設備コード：5-7-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 映像配信サーバ、映像信号切替器、文字発生器、変換器(1) 1. 塗装、さび、ネジ類の緩み、著しい傷やへこみの点検 2. 機器本体の清掃 3. ケーブルの破損、接続状態の点検 4. 映像配信サーバLED点灯状況の点検 5. 映像切替わりの点検 6. 映像への文字表示の点検	6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：5. 陸上警備センター設備

装置名称：映像管理装置〔6ヶ月〕

設備コード：5-8-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 映像管理装置、コンソール、印刷装置 1. 塗装、さび、ネジ類の緩み、著しい傷やへこみの点検 2. 機器本体の清掃 3. ケーブルの破損、接続状態の点検 4. ファン動作及び異音の点検 5. 警備センターからの各種動作(カメラ選択・制御、モニタ選択等)の点検 6. 機器故障履歴の点検 7. コンソールの色再現性、同期状況の点検	6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月	
	(2) システム管理運用端末 1. 塗装、さび、ネジ類の緩み、著しい傷やへこみの点検 2. 機器本体の清掃 3. ケーブルの破損、接続状態の点検 4. ネットワーク障害表示、ログ 5. ファン動作及び異音の点検 6. デフラグの実施、ディスク状態の点検	6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：5. 陸上警備センター設備

装置名称：監視制御卓(映像系) [6ヶ月]

設備コード：5-9-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 映像端末制御装置・液晶ディスプレイ・カメラ操作パネル(各主卓・副卓) 1. 塗装、さび、ネジ類の緩み、著しい傷やへこみの点検 2. 機器本体の清掃 3. ケーブルの破損、接続状態の点検 4. パネル操作の点検 5. 警備センターからの各種動作(カメラ選択・制御、モニタ選択等)の点検 6. 機器故障履歴の点検 7. 液晶ディスプレイの色再現性、同期状況の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：5. 陸上警備センター設備

装置名称：映像蓄積装置〔6ヶ月〕

設備コード：5-10-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 常時録画装置・録画配信サーバ・プロトコル受信管理サーバ・イベント録画装置 ・映像検索端末・液晶ディスプレイ 1. 塗装、さび、ネジ類の緩み、著しい傷やへこみの点検 2. 機器本体の清掃 3. ケーブルの破損、接続状態の点検 4. 警備センターからの各種動作(蓄積映像検索・再生・編集等)の点検 5. 機器故障履歴の点検 6. 液晶ディスプレイの色再現性、同期状況の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：5. 陸上警備センター設備

装置名称：連絡通報システム [6ヶ月]

設備コード：5-11-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 連絡通報端末、業務支援端末、内線電話、直通電話 1. 異常な過熱、異臭、異音等の点検 2. 接続装置との通信アラームの点検 3. デフラグの実施、ディスク状態の点検 4. ランプテストの点検	6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月	
	(2) 警務状態・一斉通報操作パネル 1. 異常な過熱、異臭、異音等の点検 2. 接続装置との通信アラームの点検 3. デフラグの実施、ディスク状態の点検	6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：5. 陸上警備センター設備

装置名称：ゲート監視システム

(ゲート監視装置 #1～5、映像蓄積装置、顔検出・照合装置 #1～5、画像蓄積装置、顔検索装置)

[1年]

設備コード：5-12-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 筐体内部の点検 1. 筐体の目視（変形、ひずみ、変色、腐食の有無）点検 2. ケーブルの接続状態の点検 3. 異常発熱、異臭等の有無の点検	1年 1年 1年	
	(2) 筐体外部の点検 1. 筐体の目視（変形、ひずみ、変色、腐食の有無）点検 2. 筐体の清掃	1年 1年	
	(3) 入力電圧の点検	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：5. 陸上警備センター設備

装置名称：ゲート監視システム（ゲート監視端末# 1～2、情報検索・管理端末） [1年]

設備コード：5-12-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 筐体内部の点検 1. 筐体の目視（変形、ひずみ、変色、腐食の有無）点検 2. ケーブルの接続状態の点検 3. 異常発熱、異臭等の有無の点検	1年 1年 1年	
	(2) 筐体外部の点検 1. 筐体の目視（変形、ひずみ、変色、腐食の有無）点検 2. 筐体の清掃	1年 1年	
	(3) 入力電圧の点検	1年	
	(4) 動作状況点検 1. ディスク状態の点検	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：5. 陸上警備センター設備

装置名称：ゲート監視システム（ゲート監視映像記録装置、人着映像記録装置）[1年]

設備コード：5-12-03

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 筐体外部の点検 1. 筐体の目視（変形、ひずみ、変色、腐食の有無）点検 2. ケーブルの接続状態の点検 3. 異常発熱、異臭等の有無の点検 4. 筐体の清掃	1年 1年 1年 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：6. 海上警備設備

装置名称：海上監視カメラ [6ヶ月]

設備コード：6-1-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検 3. メンテナンス機能を用い測距器正常動作の確認	1 日 1 日 1 日	
定期点検	(1) レンズ 1. アイリス、フォーカス、ズーム機構の点検 2. レンズ締付け及びロックの点検 3. レンズ面の汚れの点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(2) ハウジング 1. 前面ガラスの破損及びケースの取付けボルトの緩みの点検 2. ケースの腐食、水漏れ及び配線の点検 3. ワイパ、デフロスター及びヒータの点検 4. 空冷ファン(異常音、異常発熱、通風孔の閉塞)の点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検 6. ワイパブレード状態の点検、必要に応じ交換 7. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(3) 電動雲台 1. PAN・TILTの動作、回転範囲の点検 2. PAN・TILT動作中の異常音の点検 3. AUTOPANスイッチによる自動首振りの点検 4. ケーブルの破損及び接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(4) 測距器 1. 測定距離の妥当性の点検 2. 測距器及び測距器カバー固定ねじの緩みの点検 3. 測距器回展装置固定ねじの緩みの点検 4. コネクタ接続部の防水処理の点検 5. 異音、異臭の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(5) レーザカメラ・PSU 1. インターロック動作の点検 2. レーザカメラ・PSU 固定ねじの緩み点検	6ヶ月 6ヶ月	
	(6) 洗浄装置 1. 固定ねじの緩みの点検 2. 回転台内の水等の浸入の点検 3. ウオッシャー液補充及び単体動作の点検 4. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：6. 海上警備設備

装置名称：制限区域監視カメラ [1年]

設備コード：6-1-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 機能試験 1. 警備センター側でのセンサー検知区画ごとの警報出力の点検	1年	
	(2) 固定式カメラ 1. フォーカス状態の点検 2. 映像白つぶれの点検 3. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 4. 映像画面上の焼付き、白点、黒点等の点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検	1年 1年 1年 1年 1年	
	(3) レンズ 1. アイリス、フォーカス、ズーム機構の点検 2. レンズ締付け及びロックの点検 3. レンズ面の汚れの点検	1年 1年 1年	
	(4) ハウジング 1. 前面ガラスの破損及びケースの取付けボルトの緩みの点検 2. ケースの腐食、水漏れ、配線の異常の点検 3. ワイパ、ヒータの点検 4. 空冷ファン(異常音、異常発熱、通風孔の閉塞)の点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検 6. ワイパブレード状態の点検、必要に応じ交換	1年 1年 1年 1年 1年 1年	
	(5) ウオッシャーユニット 1. 電源電圧測定 2. ウオッシャー液補充及び単体動作の点検 3. 端子台コネクタ・ケーブル部／ウォッシャーホース劣化、緩みの点検 4.ねじ締付け・取り付け状態の点検 5. 外観清掃	1年 1年 1年 1年 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：6. 海上警備設備

装置名称：防雨箱 [1ヶ月・1年]

設備コード：6-2-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ) の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1年	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検	1年 1年	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：6. 海上警備設備

装置名称：屋外設置筐体 [1ヶ月・1年]

設備コード：6-2-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ) の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1年	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検 3. 増幅器に信号を入力、出力に擬似抵抗を接続し電圧測定	1年 1年 1年	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：6. 海上警備設備

装置名称：スピーカ [1ヶ月]

設備コード：6-3-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) スピーカ a. 配線、付属機器等 1. ケーブル、コードの接続状態の点検 2. スピーカの据付け状態、汚れ、損傷の点検 b. 機能点検 1. 音量、明瞭度等の点検	1 ヶ月 1 ヶ月 1 ヶ月	
	(2) 増幅器 1. 異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 据付け状態、汚れ及び著しい損傷、過熱の点検 3. 増幅器に信号を入力、出力に擬似抵抗を接続し電圧測定	1 ヶ月 1 ヶ月 1 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：6. 海上警備設備

装置名称：全般 [6ヶ月]

設備コード：6-4-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	(1) 各設備・装置 a. 外観 1. 腐食、浸水等の有無の点検 2. 異常音、異臭、異常振動等の有無の点検 b. 装置・機器等 1. ディスプレイ装置・キーボード等の両面の異常、異臭、異常音の有無の点検 2. プリンタの用紙量・印字確認、オンラインスイッチ等の点検 3. 各機器の動作状態の点検 (2) カメラ設備 1. 各システムのカメラ映像が正常に表示されている事の確認 (3) 保守管理端末 1. 保守管理端末にて各機器からの故障通知の有無を確認	1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	
定期点検	(1) 外観 1. 据付けボルトの緩みの点検 2. 換気ファンの動作、異常音の点検 3. 記憶装置等の異常音及び異常振動の点検 4. 操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能の点検 5. エアフィルターの状態の点検 6. コネクタ類の差し込み部の点検 7. 汚れ、損傷及びさびの点検 8. 卓上機器固定金具の点検	6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月	
	(2) 処理装置類 1. フロッピーディスク装置等のヘッド清掃及び異常音の点検 2. CPU 機能、メモリ、ハードディスク、フロッピーディスク装置等の点検 3. 故障表示及びブザー鳴動の点検 4. システム構成情報及び設定情報の保存	6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月	
	(3) 監視操作装置等 a. 表示装置 1. 各部清掃、キーボード(マウス・タッチパネル等)機能の点検 2. 表示装置の固定状態の点検 b. 表示操作パネル 1. グラフィックパネル等清掃、表示灯及び操作スイッチ類の機能の点検	6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月	
	(4) 記録装置(プリンタ等) 1. 各部清掃、注油、紙送り機構及び印刷機構の調整、テスト 2. 転倒等防止処置の点検	6 ヶ月 6 ヶ月	
	(5) 電源(各装置の電源) 1. 電源電圧測定(入力電圧・出力電圧)	6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：6. 海上警備設備

装置名称：カメラ操作端末 [6ヶ月]

設備コード：6-5-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検 3. カメラ映像が正常に表示されている事の確認 4. 海上監視カメラ測距器の正常動作をメンテナンス機能を使用し確認	1 日 1 日 1 日 1 日	
定期点検	(1) 海上監視カメラシステム 1. 海上監視カメラ操作端末とモータ制御装置間の通信の点検 2. 海上監視カメラ装置(昼カメラ映像)の点検 3. ハイブリッド(レーザカメラ映像)の点検 4. カメラ操作端末からの同カメラ操作の点検 5. 出力制御装置の点検 6. 関連システム監視装置の点検 7. 17インチモニタ・キーボード・マウス動作の点検 8. 押しボタンスイッチ及びジョイスティック等操作部の点検 9. 接点監視制御装置の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：6. 海上警備設備

装置名称：レーダ操作端末 [1ヶ月・6ヶ月]

設備コード：6-6-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検 3. 統合処理盤にてシステム稼働状況を確認 4. 信号処理盤にてシステム稼働状況を確認 5. レーダ操作端末のエコー表示状態から距離・方位表示の正常性を確認	1日 1日 1日 1日 1日	
定期点検	(1) I T V監視システム 1. 大型表示装置の画質、色、輝度、ノイズ・妨害、フォーカス状態の点検 2. 大型表示装置の過熱、異臭、異音の点検	6ヶ月 6ヶ月	
	(2) 海域監視レーダシステム 1. レーダ操作端末での任意固定目標からのエコー表示状態の点検	1ヶ月	

装置点検基準書

設備区分：6. 海上警備設備

装置名称：動体検知装置・映像蓄積装置 [6ヶ月]

設備コード：6-7-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 動体検知システム 1. 録画映像確認・稼働ログの確認点検	6ヶ月	

装置点検基準書

設備区分：6. 海上警備設備

装置名称：ネットワークオーディオアダプタ [1年]

設備コード：6-8-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 警報・放送システム【ネットワークオーディオアダプタ】 1. サイト側受信端末通信状態の点検	1年	

装置点検基準書

設備区分：6. 海上警備設備

装置名称：デジタルミキサー [6ヶ月]

設備コード：6-8-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 警報・放送システム【デジタルミキサー】 1. 出力レベルの点検 2. 放送操作コンソールソフトからのプリセットパターン変更の点検	6ヶ月 6ヶ月	

装置点検基準書

設備区分：6. 海上警備設備

装置名称：マイク [6ヶ月]

設備コード：6-8-03

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 警報・放送システム【マイク】 1. 訓練・保守モードにて主・副卓のマイク放送、スピーカ鳴動の確認点検	6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：6. 海上警備設備

装置名称：アンプ [1年]

設備コード：6-8-04

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 警報・放送システム【アンプ】 1. 異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 据付け状態、汚れ及び著しい損傷、過熱の点検 3. 増幅器に信号を入力、出力に擬似抵抗を接続し電圧測定	1年 1年 1年	

装置点検基準書

設備区分：6. 海上警備設備

装置名称：デジタルアナウンスマシン [6ヶ月]

設備コード：6-8-05

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 警報・放送システム【デジタルアナウンスマシン】 1. 訓練・保守モード《主卓》からの音声ファイル再生、自動停止の点検 2. 訓練・保守モード《副卓》からの音声ファイル再生、自動停止の点検 3. 上記再生音声の歪み、ノイズ、途切れ等の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装置点検基準書

設備区分：6. 海上警備設備

装置名称：コンパクトスピーカー [6ヶ月]

設備コード：6-8-06

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 警報・放送システム【コンパクトスピーカー】 1. 正弦波信号入力による出力状態の点検	6ヶ月	

装置点検基準書

設備区分：6. 海上警備設備

装置名称：連絡通報システム [6ヶ月]

設備コード：6-9-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 連絡通報システム 1. (聴視による)内線、外線、専用線の通話品質の点検	6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：屋外用一体型旋回カメラ [6ヶ月]

設備コード：7-1-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) レンズ 1. アイリス、フォーカス、ズーム機構の点検 2. レンズ締付け及びロックの点検 3. レンズ面の汚れの点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(2) ハウジング 1. 前面ガラスの破損及びケースの取付けボルトの緩みの点検 2. ケースの腐食、水漏れ、配線の異常の点検 3. ワイパ、デフロスター、ヒータの点検 4. 空冷ファン(異常音、異常発熱、通風孔の閉塞)の点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検 6. ワイパブレード状態の点検、必要に応じ交換	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(3) 電動雲台 1. PAN・TILTの動作、回転範囲の点検 2. PAN・TILT動作中の異常音の点検 3. AUTOPANスイッチによる自動首振りの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：屋外用ドームカメラ [6ヶ月]

設備コード：7-1-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) レンズ 1. アイリス、フォーカス、ズーム機構の点検 2. レンズ締付け及びロックの点検 3. レンズ面の汚れの点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(2) ハウジング 1. 前面ガラスの破損及びケースの取付けボルトの緩みの点検 2. ケースの腐食、水漏れ、配線の異常の点検 3. デフロスタ、ヒータの点検 4. 空冷ファン(異常音、異常発熱、通風孔の閉塞)の点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(3) 電動雲台 1. PAN・TILTの動作、回転範囲の点検 2. PAN・TILT動作中の異常音の点検 3. AUTOPANスイッチによる自動首振りの点検 4. ケーブルの破損、接栓の緩み、ネジの締付けの点検 5. 支持金物・支柱、取付け部のぐらつき、傾き、著しいさび、腐食の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：カメラ制御盤 [1ヶ月・1年]

設備コード：7-2-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 伝送制御装置(筐体) 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 外観の付着物除去、傷がある場合の補修	1ヶ月 1ヶ月 1年	
	(2) キャビネット 1. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常等)の点検 3. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ) の点検 4. 盤内部への雨水の浸入、痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年	
	(3) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭、変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色、異臭の点検	1年	
	(4) 機器 1. 各機器の異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 各機器の据付け状態、汚れ、著しい損傷、過熱の点検 3. 増幅器に信号を入力、出力に擬似抵抗を接続し電圧測定	1年 1年 1年	
	(5) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(6) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(7) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：拡声設備〔1年〕

設備コード：7-3-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) スピーカ a. 配線、付属機器等 1. ケーブル、コードの接続状態の点検 2. スピーカの据付け状態、汚れ、損傷の点検 b. 機能点検 1. 音量、明瞭度等の点検	1年 1年 1年	
	(2) 増幅器 1. 異常音、異臭、変色、過熱の点検 2. 据付け状態、汚れ及び著しい損傷、過熱の点検 3. 増幅器に信号を入力、出力に擬似抵抗を接続し電圧測定 4. 内蔵バッテリーの電圧測定	1年 1年 1年 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：防災通信指令装置全般 [6ヶ月]

設備コード：7-4-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	(1) 各設備・装置 a. 外観 1. 腐食、浸水等の有無の点検 2. 異常音、異臭、異常振動等の有無の点検 b. 装置・機器等 1. ディスプレイ装置・キーボード等の両面の異常、異臭、異常音の有無の点検 2. プリンタの用紙量・印字確認、オンラインスイッチ等の点検 3. 各機器の動作状態の点検 (2) カメラ設備 1. 各システムのカメラ映像が正常に表示されている事の確認	1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	
定期点検	(1) 外観 1. 据付けボルトの緩みの点検 2. 換気ファンの動作、異常音の点検 3. 記憶装置等の異常音及び異常振動の点検 4. 操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能の点検 5. エアフィルターの状態の点検 6. コネクタ類の差し込み部の点検 7. 汚れ、損傷及びさびの点検 8. 卓上機器固定金具の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(2) 処理装置類 1. フロッピーディスク装置等のヘッド清掃及び異常音の点検 2. CPU機能、メモリ、ハードディスク、フロッピーディスク装置等の点検 3. 故障表示及びブザー鳴動の点検 4. システム構成情報及び設定情報の保存	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(3) 監視操作装置等 a. 表示装置 1. 各部清掃、キーボード(マウス・タッチパネル等)機能の点検 2. 表示装置の固定状態の点検 b. 表示操作パネル 1. グラフィックパネル等清掃、表示灯及び操作スイッチ類の機能の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	
	(4) 記録装置(プリンタ等) 1. 各部清掃、注油、紙送り機構及び印刷機構の調整、テスト 2. 転倒等防止処置の点検	6ヶ月 6ヶ月	
	(5) 電源(各装置の電源) 1. 電源電圧測定(入力電圧・出力電圧)	6ヶ月	

装置点検基準書

設備區分：7. 防災通信指令設備

装置名称：指令台 1/2（指令台・外付け電話機）[6ヶ月]

設備コード：7-5-01

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：指令台 2／2（指令制御装置）[6ヶ月]

設備コード：7-5-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
定期点検 (続き)	(2) 指令制御装置 1. 端子台電源電圧の測定 2. 全パワーモジュール出力電圧、監視動作LED点滅状態の確認 3. HUB DC電源部出力電圧の測定 4. 切替制御部出力電圧、LED状態の点検 5. FAN回転状態、異音の点検 6. HUBポート状態、FAN回転状態の点検 7. 切替動作(1号系⇒2号系)時、指令制御装置架上スイッチの点検 8. 切替動作(1号系⇒2号系)時、指令台コムボードスイッチの点検 9. 切替制御部LED異常情報検知時、パワーモジュール警報の点検 10. 切替制御部LED異常情報検知時、HUB-AC電源警報の点検 11. 切替制御部LED異常情報検知時、HUB-DC電源警報の点検 12. 切替制御部LED異常情報検知時、FAN警報の点検 13. 回線系GWのデジタルループバックの点検 14. 回線系GWの音声ループバック、受話レベル測定の点検 15. 回線系GWの着信・受付時、LED点灯状態の点検 16. 指令台12インチLCDのデジタルループバックの点検 17. 指令台12インチLCDの音声ループバック、受話レベル測定 18. 指令台12インチLCDの手動放送状態時指令台架下レベル測定 19. 各回線着信、基板上の着信・受付時、LED点灯状態の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：署所端末・署所ルータ [6ヶ月(・3年)]

設備コード：7-6-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 署所端末・署所ルータ 1. 端子台電圧測定 2. 端末メイン基板テスト端子出力電圧測定 3. 電源スイッチOFF、指令台に端末回線異常アラームの点検 4. LCD画面(ドット欠け、位置ずれ)の点検 5. タッチパネル(無反応、位置ずれ)の点検 6. 装置再起動、スイッチLED点灯の点検 7. 放送系統選択先への署所放送の点検 8. 指令台12インチLCD操作にて端末-指令台間呼出/通話の点検 9. ハンドセットオフック操作にて端末-指令台間呼出/通話の点検 10. 指令台12インチLCD操作にて手動放送の点検 11. 指令台12インチLCD操作にて手動放送時レベル測定 12. 内蔵バッテリー交換	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 (3年毎)	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：ネットワークオーディオアダプタ [6ヶ月]

設備コード：7-7-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 防災通信指令装置【ネットワークオーディオアダプタ】 1. 警備センター/消防西庁舎⇒他所端末放送時の起動/音声の点検	6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：録音装置〔6ヶ月〕

設備コード：7-7-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 防災通信指令装置【長時間録音装置】 1. 指令台操作時における録音状態の点検 2. クラッシュ・ホンオフ・フック時における録音状態の点検 3. 各チャンネル毎の録音状態の点検 4. 記録媒体(DVD-RAM)の残量の点検 5. DVD ドライブのヘッドクリーニング	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：自動出動指定装置【6ヶ月】

設備コード：7-7-03

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 防災通信指令装置【自動出動指定装置】 1. 訓練モードにおける画面推移の点検	6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：地図等検索装置 [6ヶ月]

設備コード：7-7-04

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 防災通信指令装置【地図等検索装置】 1. “自動出動指定装置”訓練モードにおける地図表示の点検	6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：F I H S 表示装置 [6ヶ月]

設備コード：7-7-05

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 防災通信指令装置【F I H S 表示装置】 1. 操作時の画面推移の点検	6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：順次指令装置〔6ヶ月〕

設備コード：7-7-06

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 防災通信指令装置【順次指令装置】 1. (保守 g r 作成後) “自動出動指定装置” 指令選択時の通報動作の点検	6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：E-mai 1配信装置 [6ヶ月]

設備コード：7-7-07

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 防災通信指令装置【E-mai 1配信装置】 1. (保守 g r 作成後) “自動出動指定装置” 指令選択時の通報動作の点検	6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：デジタルレコーダー [6ヶ月]

設備コード：7-8-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 防災映像関連監視装置【デジタルビデオレコーダー】 1. 再生、停止、巻戻し、早送り、スロー、一時停止(静止画)操作の点検 2. 映像の記録・再生の点検 3. バックアップメディアへのバックアップ 4. 給排気口のほこり等、確認及び清掃 5. DVD ドライブのヘッドクリーニング 6. 冷却ファン、HDDからの異常音及びHDD推奨交換時期の確認 7. ケーブルの破損及び接栓の緩み、ネジの締付け状態の確認 8. 内蔵時計の時刻の確認(・校正)	6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：コントローラ [6ヶ月]

設備コード：7-8-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 防災映像関連監視装置【リモート操作器】 1. ZOO M・FOCUS等のスイッチ操作の点検 2. PAN・ TILTスイッチ操作の点検 3. カメラ、ワイパ等の電源スイッチ動作の点検 4. カメラ選択鉗切換による各制御の点検 5. 各種スイッチ、つまみ、押鉗類の破損・欠損の点検 6. ケーブルの破損及び接栓の緩み、ネジの締付け状態の確認	6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：7. 防災通信指令設備

装置名称：20型液晶タッチモニター [6ヶ月]

設備コード：7-8-03

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 防災映像関連監視装置【20型液晶タッチモニター】 1. 映像状態(解像度、ノイズ、画面歪)の点検 2. 明るさ、コントラスト、色の濃さ及び色あいの調整の点検 3. ケーブルの破損及び接栓の緩み、ネジの締付け、終端スイッチの点検 4. 電源ON-OFF、画面の明るさ、コントラストの点検 5. 画面タッチ時、タッチ位置へのカーソル(矢印)移動の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：8. 付帯設備

装置名称：航空障害灯・カメラ投光器〔1年〕

設備コード：8-1-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 灯具の点灯状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日 1 日	
定期点検	(1) 灯具 1. 内外面の汚れ、灯具の損傷及び腐食の点検 2. ランプソケット及び配線接続の点検 3. 灯具の取付け金物の損傷及び腐食、ボルトの緩みの点検 4. 光感知センサーの動作状態の点検	1 年 1 年 1 年 1 年	
	(2) 支持柱 1. 配線の接続の点検 2. 沈下、傾斜、倒壊の危険等の点検 3. 変形、破損及び腐食の点検 4. アンカーボルトの緩み、腐食等	1 年 1 年 1 年 1 年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：8. 付帯設備

装置名称：海上制限区域内立入禁止看板用照明 [1年]

設備コード：8-2-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) 照明灯 1. 点灯時の異常音の有無の点検 2. 取付金具・照明灯カバーの変形、ぐらつき、ひび割れ、破損の点検 3. 光感知センサー・看板用分電盤設置のタイマーの動作状態の点検	1年 1年 1年	
	(2) 配管 1. 配管の変形、損傷、腐食等の有無の点検	1年	
	(3) ケーブル等の配線 1. 被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、加熱等異常の有無の点検 2. 支持材(結束材含む)の緩み等の有無の点検	1年 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：8. 付帯設備

装置名称：カメラ柱 [1年]

設備コード：8-3-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日	
定期点検	(1) カメラ柱 1. 沈下、傾斜、倒壊の危険等の点検 2. カメラ柱、支持材等の損傷、腐食の点検 3. 立ち上がりケーブル保護材の変形、損傷、腐食等の点検	1年 1年 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：8. 付帯設備

装置名称：カメラ架台 [1年]

設備コード：8-3-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1 日	
定期点検	(1) カメラ架台 1. 沈下、傾斜、倒壊の危険等の点検 2. カメラ架台、支持材等の損傷、腐食の点検 3. 関連ケーブル保護材の変形、損傷、腐食等の点検	1年 1年 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：8. 付帯設備

装置名称：光成端架〔1年〕

設備コード：8-4-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) キャビネット 1. 扉の開閉状態、配線状態の異常の点検 2. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 3. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常)等の点検 4. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ)の点検 5. 盤内部への雨水の浸入又は痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年 1年	
	(2) 配線 1. 配線及び支持材の損傷、劣化等の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 3. ケーブルの用途、行先等名札の取付け状態の点検	1年 1年 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：8. 付帯設備

装置名称：光成端盤〔1年〕

設備コード：8-4-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) キャビネット 1. 扉の開閉状態、配線状態の異常の点検 2. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 3. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱(、可動部分の異常)等の点検 4. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ)の点検 5. 盤内部への雨水の浸入又は痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1年 1年 1年 1年 1年	
	(2) 配線 1. 配線及び支持材の損傷、劣化等の点検 2. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 3. ケーブルの用途、行先等名札の取付け状態の点検	1年 1年 1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：8. 付帯設備

装置名称：電源切替盤 [1ヶ月・1年]

設備コード：8-5-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) キャビネット 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 4. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 5. 防水パッキンの劣化状況、さび(屋外型のみ)の点検 6. 盤内部への雨水の浸入又は痕跡、結露等(屋外型のみ)の点検	1ヶ月 1ヶ月 1年 1年 1年 1年	
	(2) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭及び変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色及び異臭の点検	1年	
	(3) 機器【遮断器・継電器・電磁接触器・変圧器等】 1. 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の点検	1年	
	(4) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(5) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(6) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：8. 付帯設備

装置名称：電源切替盤 [1ヶ月・1年]

設備コード：8-5-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) キャビネット 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 4. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検	1ヶ月 1ヶ月 1年 1年	
	(2) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭及び変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色及び異臭の点検	1年	
	(3) 機器【遮断器・継電器・電磁接触器・変圧器等】 1. 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の点検	1年	
	(4) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(5) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(6) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：8. 付帯設備

装置名称：開口部電源盤 [1ヶ月・1年]

設備コード：8-6-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) キャビネット 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 4. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 5. 防水パッキンの劣化状況、さびの点検 6. 盤内部への雨水の浸入又は痕跡、結露等の点検	1ヶ月 1ヶ月 1年 1年 1年 1年	
	(2) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭及び変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色及び異臭の点検	1年	
	(3) 機器【遮断器・継電器・電磁接触器・変圧器等】 1. 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の点検	1年	
	(4) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(5) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(6) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：8. 付帯設備

装置名称：分電盤 [1ヶ月・1年]

設備コード：8-7-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検	1日 1日	
定期点検	(1) キャビネット 1. 異常音の点検 2. 各開閉器等の開閉状態の点検 3. 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の点検 4. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検	1ヶ月 1ヶ月 1年 1年	
	(2) 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 1. 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の点検 2. 異常音、異臭及び変色の点検 3. 導電接続部の緩みの点検	1年 1年 1年	
	b. 端子台 1. 変色及び異臭の点検	1年	
	(3) 機器【遮断器・継電器・電磁接触器・変圧器等】 1. 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の点検	1年	
	(4) 絶縁抵抗 1. 絶縁抵抗測定(障害発生時のみ)	1年	
	(5) 接地抵抗 1. 接地抵抗測定(単独接地極の場合)	1年	
	(6) 電圧 1. 端子台受電電圧、各出力電圧測定	1年	

装 置 点 檢 基 準 書

設備区分：8. 付帯設備

装置名称：交流無停電電源設備〔1ヶ月・6ヶ月・1年〕

設備コード：8-8-01

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	(1) 交流無停電電源設備 1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検 (2) 整流装置・逆変換装置 1. 各計器の指示値の点検 (3) 蓄電池 1. 蓄電池の損傷、他漏れ、汚損等の有無の点検	1日 1日 1日 1日 1日	
定期点検	(1) 交流無停電電源設備 1. 装置の過熱、ほこり等の点検 2. キャビネットの変形、損傷、変色等の点検 3. 異常音、異臭等の点検 4. 支持ボルト等の緩みの点検 5. パネル表示、操作部等の操作及び表示機能の点検 6. 電源電圧測定（入力電圧・出力電圧） 7. 交流入力電源停止時及び復電時の切替等動作の点検	1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年	
	(2) 整流装置・逆変換装置 1. 汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異常音、異臭、腐食等の点検 2. 表示灯類の点灯状態（ランプチェック等）の点検	1ヶ月 1ヶ月	
	(3) 蓄電池 a. 外観状況 1. 全セルの変形、損傷、亀裂及び漏液の点検、交換時期確認 2. 封口のはがれ、亀裂等の点検 3. 電槽、蓋などの損傷及び漏液の点検 4. ほこりなどによる汚損の点検 5. 金枠、接続板、接続線、端子などのさびの点検 6. 蓄電池端子と配線及び接続部の緩み、発熱、損傷及び腐食の点検 7. 蓄電池の損傷、他漏れ、汚損等の有無の点検 8. 蓄電池の電解液面の点検 9. 蓄電池の総出力電圧の点検 b. 機能 1. 浮動充電中全セルの電圧及び蓄電池総電圧測定 2. 浮動充電中全セルの温度測定 3. 上記結果不良時、均等充電実施	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 1年 1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

設備区分：8. 付帯設備

装置名称：交流無停電電源設備〔1ヶ月・6ヶ月・1年〕

設備コード：8-8-02

点検区分	点 檢 内 容	周 期	備 考
日常点検	(1) 交流無停電電源設備 1. 機器の作動状態の点検 2. 機器の損傷、変形等の有無の点検 (2) 整流装置・逆変換装置 1. 各計器の指示値の点検 (3) 蓄電池 1. 蓄電池の損傷、他漏れ、汚損等の有無の点検	1日 1日 1日 1日	
定期点検	(1) 交流無停電電源設備 1. 装置の過熱、ほこり等の点検 2. キャビネットの変形、損傷、変色等の点検 3. 異常音、異臭等の点検 4. 支持ボルト等の緩みの点検 5. パネル表示、操作部等の操作及び表示機能の点検 6. 電源電圧測定（入力電圧・出力電圧） 7. 交流入力電源停止時及び復電時の切替等動作の点検	1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年	
		1年	
	(2) 整流装置・逆変換装置 1. 汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異常音、異臭、腐食等の点検 2. 表示灯類の点灯状態（ランプチェック等）の点検	1ヶ月 1ヶ月	
	(3) 蓄電池 a. 外観状況 1. 全セルの変形、損傷、亀裂及び漏液の点検、交換時期確認 2. 封口のはがれ、亀裂等の点検 3. 電槽、蓋などの損傷及び漏液の点検 4. ほこりなどによる汚損の点検 5. 金枠、接続板、接続線、端子などのさびの点検 6. 蓄電池端子と配線及び接続部の緩み、発熱、損傷及び腐食の点検 7. 蓄電池の損傷、他漏れ、汚損等の有無の点検 8. 蓄電池の電解液面の点検 9. 蓄電池の総出力電圧の点検	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 1年 1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月	
	b. 機能 1. 浮動充電中全セルの電圧及び蓄電池総電圧測定 2. 浮動充電中全セルの温度測定 3. 上記結果不良時、均等充電実施	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで公告のありました平成30年度東京国際空港場周警備設備等保守請負に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

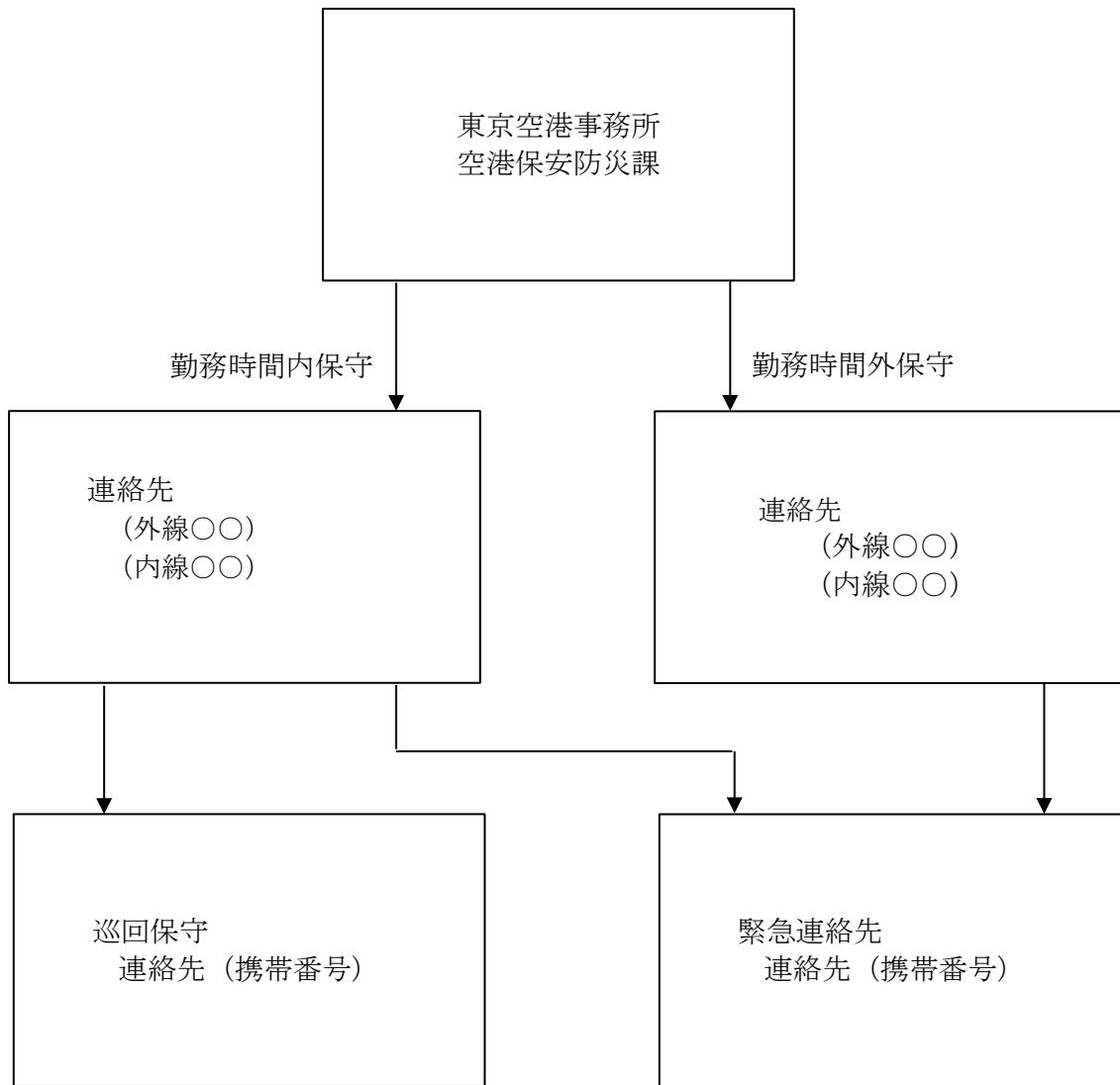
記

1. 業務実施体制を記載した書面 【申請様式2】
2. 業務実施能力を記載した書面 【申請様式3】
3. 保守業務の実績を記載した書面 【申請様式4】

2. 業務実施体制（保守実施体制）

■本実施要項（1.）で示す業務の実施体制及び業務全体の管理方法を具体的に記載すること。

（例）



3. 業務実施能力（研修・訓練体制）

■業務開始後、保守技術の維持及び向上のために必要な研修・訓練体制並びに具体的方法を記載すること。
なお、民間事業者において研修・訓練に係る規則等を定めている場合は写しを添付すること。

(例)

【座学：研修・訓練体制】**【実技：研修・訓練体制】**

連絡先

(外線○○)
(内線○○)

【具体的な習得方法】

- ・保守技術習得の方法
- ・保守技術習得の確認方法
- ・上記の他必要な事項

【申請様式4】

※必要に応じ追加すること

4. 保守業務の実績			
■屋外における監視カメラと侵入警戒センサーで構成される機械警備設備に係る保守業務を行った実績を記載すること。 ただし、軽微なもの（請負又は委託契約金額100万円以下の受託業務）を除く。			
(1) 保守業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
○○警備設備 保守委託業務			

1. 業務実施の考え方、認識

■保守を適正かつ円滑に行う基本的な方針、計画的な業務の実施について具体的に記載すること。

2. 業務全体の管理方法

■業務の質を確保するために実施される管理業務責任者、業務責任者、業務担当者等の業務遂行体制及び責任の所在を明確に記載すること。

3. 改善提案総括表			
提案の有無	有	無	
項目	提案の概略		
○○警備設備 保守委託業務			

4. 業務の質の確保に関する提案

■以下の項目について、2枚以内で具体的かつ簡潔にまとめること。

1. 保守業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

2. 質の確保に関する提案事項

5. 業務の従来の実施方法及び研修・訓練体制に対する改善提案

■提案を行う業務の1項目につき2枚以内とする。

- (1) 改善提案を行う項目
- (2) 改善提案の趣旨
- (3) 改善提案の内容
- (4) 最低水準の確保に対する説明

6. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組

■ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」

女性活躍推進法に基づく認定があれば、「えるぼし認定」に関する基準適合一般事業主認定通知書の写しを提出すること。

行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）については、計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ、都道府県労働局に提出し、受領印が押印された届出の写しを提出すること。

■ 「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」

次世代法に基づく認定があれば、「くるみん認定（新基準または旧基準）」「プラチナくるみん認定」に関する基準適合一般事業主認定通知書の写しを提出すること。

■ 「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」

若者雇用促進法に基づく認定があれば、「ユースエール認定」に関する基準適合一般事業主認定通知書の写しを提出すること。

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第10条各号（ただし、第11号を除く）の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○○○○殿

（郵便番号）
入札参加事業者 住 所
電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名
(法人にあっては、代表者氏名)

法定代理人
氏 名

印

(意見聴取対象者リスト様式)

※1 記載されている個人情報については、暴力団排除条項等の欠格事由の審査のため、必要な範囲内において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。

※2 圏内において利用し又は書類等関係行政機関に対し提供する場合は、記載しきれないときは、適宜用紙を追加して記載して下さい。

※3 意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合があります。

※4 意見聴取に係り、必要に応じて、住民票の守秘性を尊重する旨の提出を求める場合が意見聴取の対象、必要な事項は「意見聴取に必要な事項一覧表」のとおりとする。

意見聴取に必要な事項一覧表

		意見聴取の対象 <small>(※1)</small>	意見聴取に必要な事項
落札予定事業者の場合	個人の場合	① 落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号
		② ①の法定代理人 <small>(※2)</small>	・氏名、生年月日、性別、住所
	法人の場合	③ 落札予定事業者	・商号又は名称 ・主たる事業所の所在地
		④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
	人材の事業場合	⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等 <small>(※3)</small> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
	人材の事業場合	⑦ ③の主要株主等 (法人)	・商号又は名称
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所
	人材の事業場合	⑨ ③の親会社等 <small>(※4)</small> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
	人材の事業場合	⑪ ③の親会社等 (法人)	・商号又は名称
		⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
	人材の事業場合	⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※1 「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

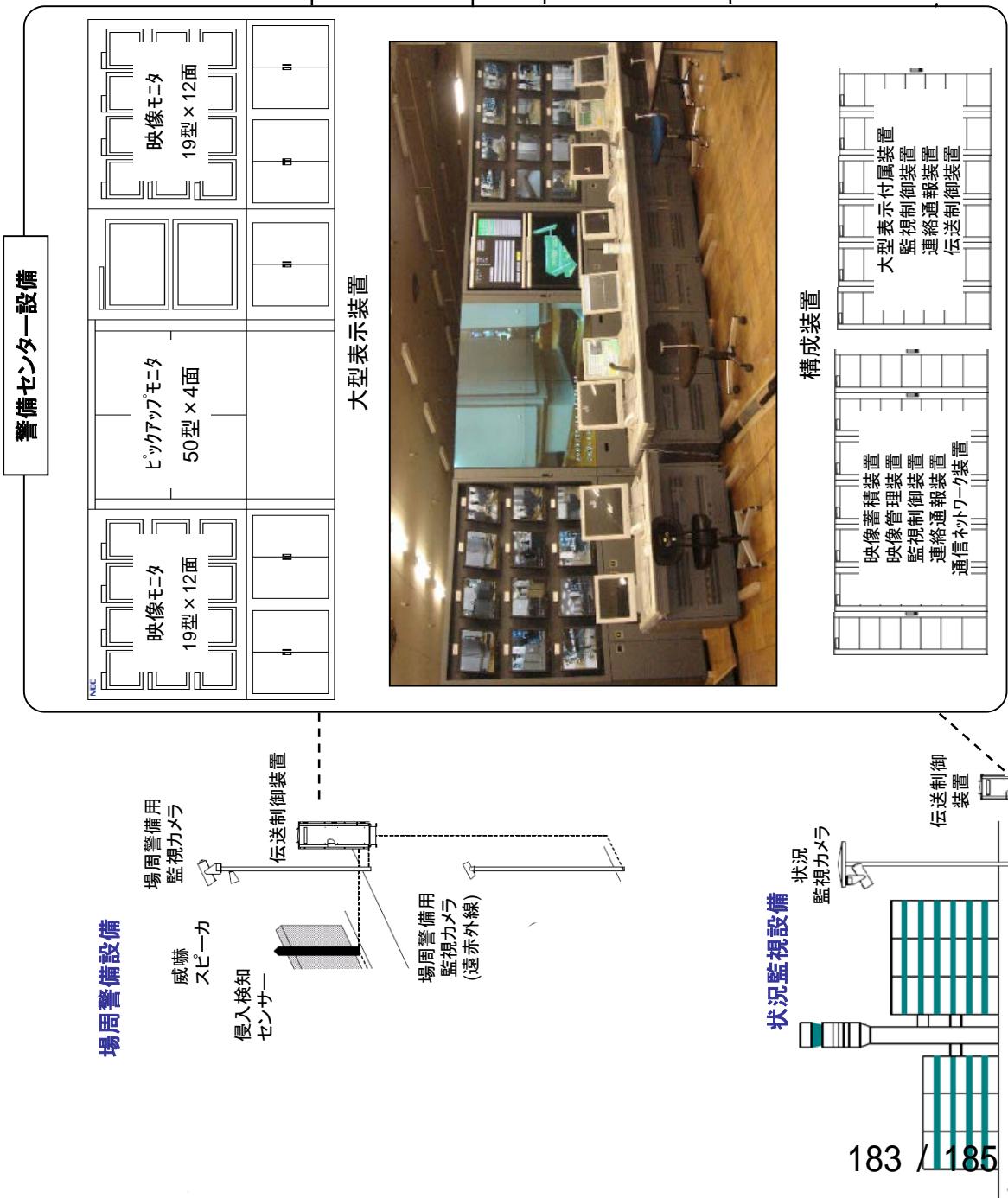
※4 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令(平成18年政令第228号)第3条第1項各号のいずれかに該当する関係(特定支配関係)を有している者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。

※5 意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。

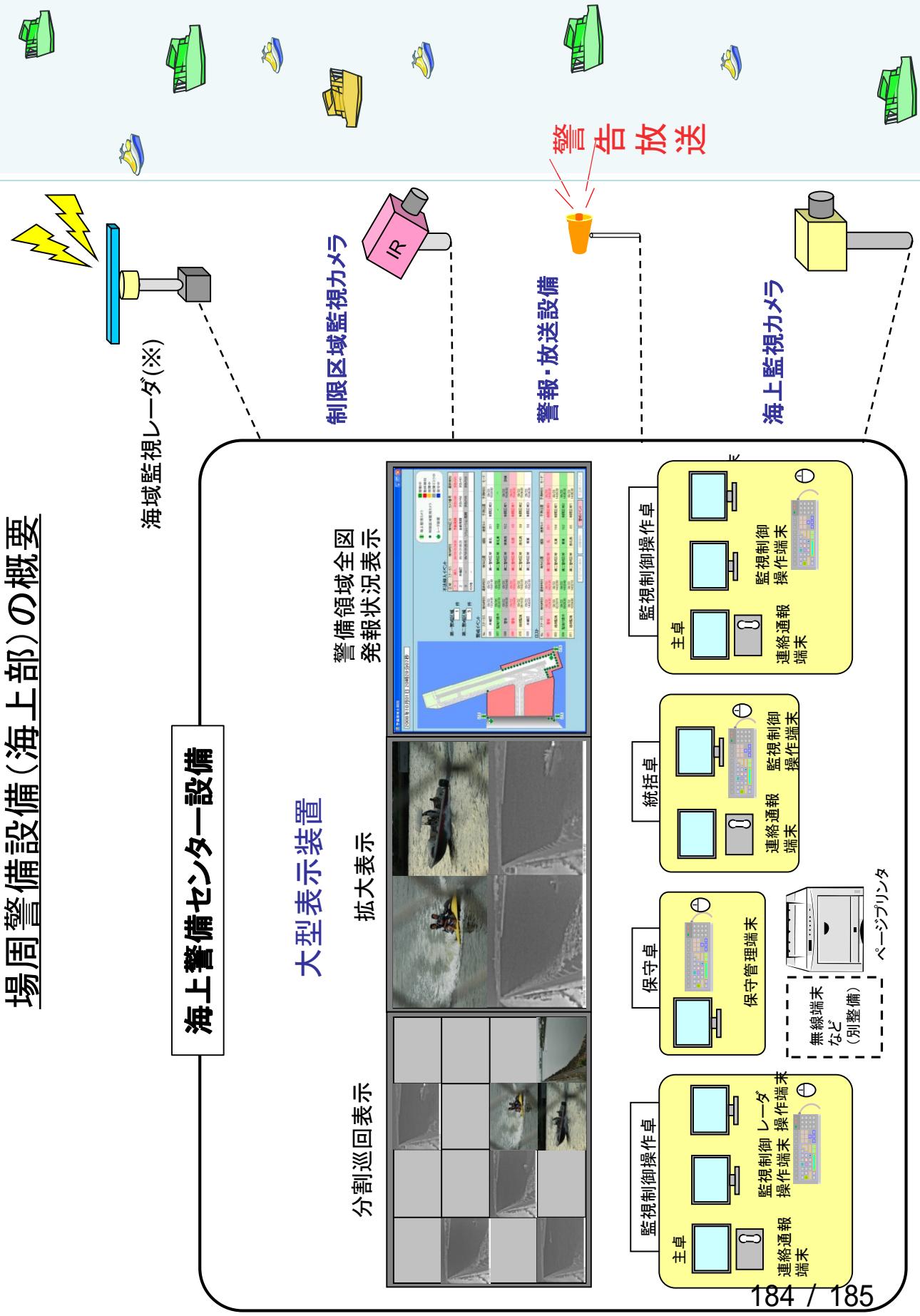
東京国際空港の場周警備設備等の概要

- 場周警備設備（陸上部）の概要
- 場周警備設備（海上部）の概要
- 防災通信指令設備の概要

場周警備設備(陸上部)の概要



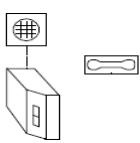
場周警備設備(海上部)の概要



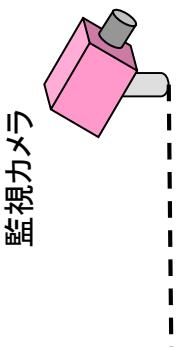
防災通信指令設備の概要

警備センター

署所端末装置

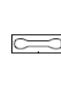


指令台(消防東庁舎)



消防西庁舎

署所端末装置



指令制御装置
自動出動指定装置
地図等検索装置
音声合成装置

E-MAIL配信装置
音声增幅装置
順次指令装置
署所端末装置

出動指令

